

技術士制度改革について（提言）
「最終報告」

2019 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本技術士会

目 次

1. はじめに	1
2. 各国の技術者資格制度の比較	3
3. 更新制度の導入	9
3.1 更新制度導入の必要性	9
3.2 基本的考え方	9
3.3 更新制度案の比較	11
3.4 更新に伴う CPD の考え方	11
3.5 更新制度案の検討	12
3.5.1 更新手続き	15
3.5.2 更新講習	21
3.5.3 CPD	23
3.6 今後の課題	25
4. 技術士補の在り方	26
4.1 技術士補制度の現状と課題	26
4.2 アンケート調査の実施と分析	27
4.3 今後の課題	29
5. 技術士の国際通用性について	31
5.1 基本認識	31
5.2 今後の課題	32
6. 資格の活用	33
6.1 現状と課題	33
6.2 要望項目の精査	33
6.3 今後の課題	34
7. 法改正について	40
7.1 更新制度	40
7.2 技術士補	41
8. おわりに	42
参考資料	43
「技術士制度検討委員会名簿」	55

1. はじめに

(1) 目的

技術士法が制定されて 62 年が経過した今、制度に関連する課題が散見されるようになってきている。日本技術士会（以下「本会」）では、これに対応するため 2015 年 5 月に「技術士制度検討委員会」を設置し、技術士制度に関する様々な論点について独自に検討を進め、その成果を 2017 年 6 月に「技術士制度改革について（提言）」（中間報告）（以下「前期報告」）として取りまとめた。今期もこの流れを受けて技術士制度検討委員会（以下「本委員会」）を継続設置し、下記に示す 4 項目に重点を置いて検討を進め、その内容を 2018 年 7 月「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」（以下「中間報告その 2」）としてまとめた。「中間報告その 2」については、会員に公開し意見を求めるとともに、「文部科学省技術士分科会制度検討特別委員会」にも報告してきた。

この度、これらの経緯を踏まえて『技術士制度改革について（提言）「最終報告」』（以下「本報告」）として取りまとめた。検討の過程においては理事会、地域本部長会議、部会長会議等に随時報告し、その意見を反映させた。今後も検討を継続して行くが、特に更新制度の具体的な制度設計、技術士資格活用に注力していきたい。

(2) 技術士を取り巻く環境

科学技術創造立国として世界的な大競争時代をリードしようとする我が国にとって、質の高い十分な数の技術者を育成していくことは重要な課題である。産業構造や経済社会、国際的な環境が大きく変化し、技術者に求められる資質能力がますます高度化、多様化する社会環境において、社会ニーズに対応した高い専門性と倫理観を有する技術者として技術士資格を有した優れた人材を確保することは、今後のグローバル社会、日本の産業・経済社会の発展にとって必須であるとも言える。このリソースとしての技術士資格は、科学技術分野での国家資格として位置づけられ、第二次試験合格者は毎年約 3,000 人、2018 年度末現在でみると技術士登録者実数は増加傾向を維持し 92,073 人、そのうち本会の会員登録者実数（技術士）は近年微増であるが 15,209 人となっている。

(3) 検討項目

① 更新制度の導入

現行制度では、技術士の活動状況の把握や資質向上の責務（技術士法（以下「法」）第 47 条の 2）の確認が不十分である。これに対し他の主要国ではほぼ更新が必須となっており、資質向上の確認と併せ活動状況も把握されている。一方国内に目を向けても更新制度のない技術士資格は、他の民間資格の下位に位置付けられかねない状況も発生してきている。これらの課題を解決するため幾つかの案を比較検討し、時代に相応しい更新制度について概略の制度設計を行った。特に重点項目である活動状況の把握には定期的に登録状況を確認するシス

テムの導入、日々の資質向上の責務遂行の確認には講習会受講と継続研鑽（CPD:Continuing Professional Development）を義務付ける方向で検討を進めた。

② 技術士補の在り方

前期報告では、技術士補制度を活用して第二次試験を受験する者の比率が極めて少ない状況（2018年度で申込者全体の1.2%）から、制度の意義そのものが薄れ廃止も検討すべきとされた。今期は本会の会員を対象に「技術士補に関するアンケート」を実施し、その声を分析することで技術士補制度のあるべき姿を検討した。

③ 国際通用性の確保

現行制度では、我が国の技術士が国際エンジニアリング連合（IEA:International Engineering Alliance）が定めている国際エンジニアに求められる資質能力（PC:Professional Competence）を有していることを客観的に証明できる制度とはなっていない。また、国際プロジェクトにおいて技術士、APEC エンジニアの活用も殆どされていない状況にあると言われており、現状での活用状況の調査を行った。更に各国の技術者資格制度を比較検討し、国際通用性の観点からも我が国の技術士制度がどうあるべきかを検討した。

④ 資格の活用

技術士は科学技術分野での国家資格であるにもかかわらず、一部の部門を除きその資格の認知度は低く国内においても十分に活用されているとは言えない状況にある。今期は前期報告に示された活用に関する11の要望項目を精査し、関係省庁への働きかけを進めるレベルまでの検討を行った。更に各部会に対し、これ以外の要望項目を募り、技術士資格活用を広げる活動を行った。

技術士が直面する課題の解決を遅らせることは、社会における技術士資格の価値や評価を低下させ、科学技術の世界において低位な位置付けの資格と評価されてしまうことになる。技術士資格が、我が国最高の技術者資格であることを再認識し、社会的な信頼・信用を向上させ、国内及び国際社会において活用される資格にするための活動に取り組むことが重要である。

末尾には今後の検討に資することを目的として、本報告に関連する事項について過去の経緯や現在の状況をまとめ添付した。

参考1：技術士制度検討委員会における審議経過

参考2：技術士法と制度検討の変遷

参考3：日本技術士会における資格活用の要望等

参考4：与党技術士議員連盟について

2. 各国の技術者資格制度の比較

表 - 1 に、我が国と他の国の技術者資格制度の比較を示す。

(注) 出典は、2014 年度科学技術調査資料作成委託事業「技術士に求められる資質能力に関する調査・分析業務」報告書(2015 年 3 月文部科学省)、IEA の国際相互レビューレポート、本委員会からの情報提供、英国のチャータードエンジニア資格を持つ会員や日本プロフェッショナルエンジニア協会会員からの情報提供、インターネット検索情報によった。また、文部科学省が本会の作成した比較表を基に、各国へ調査を依頼し作成した最終版(表 - 2)※を参考とした。

※技術士制度改革に関する論点整理(2019. 1. 8 技術士分科会)

以下、技術士の国際通用性の観点から部門区分、各国の資格認定方法、更新制度、名簿の公開、IPD 制度について総括を試みた。

特に我が国を除くほぼすべての主要国では既に更新制度が盛り込まれており、この観点からも制度の見直しが急務であるといえる。

(1) 部門区分

我が国では、農業、森林、水産、繊維など産業別の区分になっている部門があるが、他の国では、技術の専門性に特化した区分(例えば Structure、Civil など)となっている場合が多い。また、我が国の部門区分では、資源工学、衛生工学、応用理学のような他国にはない部門があり、専門性のマッチングの際の支障となっている。

(2) 資格認定方法

資格認定方法は大きく分けて、試験型と実績評価型の 2 タイプに分類される。試験型の代表は米国で、PE 試験(Principles and Practices of Engineering Exam)は択一式で、口頭試験もない。ただし、PE(Professional Engineer)登録にあたっては 5 人の保証人が必要で、詳細業務履歴書と、保証書で人物評価が行われている。その他の国でも保証人を要件としている例は多い。

同じ試験型でも日本、韓国、マレーシア、シンガポールの場合は論述形式で、実績レポートの提出とそれに基づく口頭試験を設けており、実績評価型の要素も取り入れている。マレーシア、シンガポールでは実績レポートの分量が多く、口頭試験の時間も長く、実績評価をより重視している。これは両国が、アウトカム評価で認定を行っている英国の影響を受けているためであると考えられる。

実績評価型の代表は英国の CEng(Chartered Engineer)で、IPD(Initial Professional Development)期間における実績確認と CPD によりコンピテンシーを習得させ、インタビューで実績を確認している。オーストラリアの CPE(Chartered Professional Engineer)もほぼ同様と考えられる。

(3) 更新制度

我が国を除くほぼすべての国が、更新制度を有している。更新期間が短い国(1～3 年)が多いのは資格団体への加入が資格要件になっているためで、資格団体のメンバー更新と合わせて資格更新を行っている。例外は米国で、資格団体への加盟は任意で、各州の PE 評議会が直接更新を行っている。各国とも CPD を更新

要件としているが、時間数は年間 15～50 時間程度と幅がある。

(4) 名簿の公開

我が国を除くほぼすべての国が、資格者名簿を公開している。技術者が有効な資格を有しているかどうかを第三者が確認する際には、資格者の名簿が公開されている必要がある。技術士資格の更新制度導入に当たっては、更新者名簿公開の必要性が生じるものと考えられる。

(5) IPD 制度

資格付与までの訓練である IPD については、資格の認定を実績評価で行っている英国とオーストラリアでは明確に位置付けられている。その他の国では、英国の影響を受けていると考えられるカナダ、香港、シンガポール、マレーシアに研修プログラムが設けられているのみで、他には IPD に該当する例は見られない。

表 - 1 技術士と海外の技術者資格との比較（要約版）

国 項目	日本	米国	英国	オーストラリア	シンガポール	韓国	香港	マレーシア
資格名称	技術士	PE	CE	CPE	PE	技術士	PE	CE, PE
資格付与機関	文科省	州PE評議会	EC-UK	EA	PEB	MSIP	HKIE	BEM
登録者総数(人)	90,000	約82万	176,000	21,000	14,000	47,000	6,500	10,000
更新期間	無し	1～3年	1年	1年	1年	3年	1年	1年
CPD（時間/年）	無し	概ね15 PDH	記録のみ	150 (3年で)	40	90 (3年で)	30	25
協会への加入	日本技術士会	NSPE	IPE	EA	IES	韓国技術士会	HKIE	IEM
同上義務	任意	任意	資格要件	資格要件	任意	事務所開設の場合必須	資格要件	資格要件

※資格名称の略称については表 - 2 参照のこと

表 - 2 各国のエンジニア資格との比較表 (文部科学省作成)

各国のエンジニア資格との比較表

項目		日本	米国	オーストラリア	カナダ	台湾
1	資格名称	技術士	PE	CPEng (Chartered Professional Engineer)	P.Eng. / Ing.	技師 (PE)
2	資格付与機関	文部科学省	PE Board of State (州PE評議会)	EA (Engineers Australia)	State institute of engineers (州技術者団体)	行政院公共工程委員會及考試院考選部
3	資格の法的根拠	技術士法	州法	Royal charter	州法	1. 技師法 2. 專門職業及技術人員高等考試技師考試規則
4	技術部門数	21 (96科目)	24	9 Colleges and approximately 30 Technical Societies	無し(部門ごとの資格ではないため)	32
5	登録者数	89,780 (2018)	約820,000	21,000 (Chartered)	203,566 (2016)	24,643 (2018.7.24)
	受験者数	26,253 (2017)	30,000	約2,000		10,297 (2017)
	合格率	13.3% (2017)	約60% (PE試験)			15.31% (2017)
	合格平均年齢	43 (2017)	24-28	30歳程度		29.71歳 (2017)
6	年間登録者数	2,642 (2017)	20,000-25,000	2,000 (NERIに登録のあるエンジニア)	12,831 (2016)	952 (2017合格者)
	卒業要件等	文部科学省 (実施: 日本技術士会) 一次試験合格、JABEE	NCEES (FE/PE試験の試験実施機関)	EA	州技術者団体	考試院考選部(資格証明(登録)) 行政院公共工程委員會(登録)
7	資格要件	経験年数 4年~7年	FE試験合格後4年	EA認定課程(4年間)	Engineers Canada認定課程(4年)若しくは同等の教育	試験合格後2年以上の業務経験
8	その他		保証人5名(うち3名はPE)の保証書の提出	4~7年間	4年(1年はP.Eng.監督下)	無し
	実績評価	無し	登録の際に詳細な成績証明と業務履歴を提出	1~16名	保証人 最低3名	書面及法廷公證
	筆記	記述	FE/PE試験	能力評価書、実績書類	詳細業務履歴書	高等考試(筆記 10時間)
	面接	20分	一般的には無いが、必要とされる場合がある	無し	無し	無し
9	IPD	技術士補	EIT	—	Engineer in training / Engineering intern / EIT / Ing. Junior	無し
10	研修制度	無し	無し	EAによる企業研修サポート+1500CPD時間/3年	EITプログラム(任意)	無し
	機関	日本技術士会	PE Board of State (州PE評議会)	EA	州技術者団体	行政院公共工程委員會
11	名簿の公開	無し	検索システム	NER (National Register of Engineers)	検索システム	2 years plus passing exam
	更新研修等	無し	無し	1年	1年	6年
	CPD	無し	15 PDH/yr audit有	無し	無し	無し
12	団体名	日本技術士会	NSPE	EA	州技術者団体	30 CPD hrs (倫理含む)、隔年報告
	加入義務	任意	任意	資格要件	資格要件	技師公會及びCIE(Chinese Institute of Engineers)
	年会費	2万円	約200\$/yr	約\$600	248\$/yr (Ontario)~600\$/yr (Saskatchewan)	技師公會への加入が要件 CIEへの加入は任意
	会員数	約15,000	約31,000	約20,000	203,566 (2016)	2,000-7,000 NT\$ (技師公會) 700 NT\$ (CIE)
13	資格の活用度	一部(建設など)は準独占	業務独占 (PEは設計圖書を確認及び押印し、その仕事に対して責任を持つ。)	全てのアセスメントプロセスを通過した者には活用の道が開かれている	業務独占	設計圖書には工程技師の署名押印が必須
14	社会の認知度	低い	世界的に認知されている	高い	低い	中程度/高い
15	IEA協定加盟	WA, APEC, IPEA	APEC, IPEA	WA, APEC, IPEA	WA, APEC, IPEA	WA, APEC, IPEA
16	日本との間	N/A	無し	有り(活用実績1件)	無し	無し
	他国との間	豪州(活用実績1件)	テキサス州: 豪州韓国 NAFTA(Temporary)	多くの専門機関と相互認証を行っている	米国 (ネバダ州、テキサス州)、アイルランド、オーストラリア、香港、フランス	マレーシア
17	その他					出典: 106考選統計年報、中國工程師學會、現地情報

※各国とも、2018年8月時点の情報である。国名・団体名等は名簿からの回答を英文で転記している。

※元資料は日本技術士会の技術士制度検討委員会作成。その後、IEA会にて文部科学省により各国への調査を実施し、最終版を作成した。その他資料の出典等、詳細は別紙5に記載。

※PE: Professional Engineer CPD: Continuing Professional Development IPD: Initial Professional Development EIT: Engineer in training PDH: Professional Development Hours CE: Chartered Engineer NCEES: 全米試験協議会 IEA: 国際エンジニアリング連盟 WA: ワシントン協定 APEC: APECエンジニア協定 IPEA: 国際プロフェッショナル・エンジニア協定

NO	項 目	インド	インドネシア	香港
1	資格名称	OE/PE, IntPE	PE	R.P.E(Registered Professional Engineers)
2	資格付与機関	IEI(インド・エンジニア協会)	PII (インドネシア・エンジニア協会)	Engineers Registration Board (ERB)
3	資格の法的根拠	Royal charter for IEI	Engineer Law	ENGINEERS REGISTRATION ORDINANCE
4	技術部門数	15 (OE), 15 (PE, IntPE) (10) 会員 205,000	22 (?)	21
5	登録者総数		約30,150(2018)	6,446(2018.7.23時点)
	受験者数		約10,000 (?)	—
	合格率		約40% (?)	—
	資格に関する数値		30-60	39.5歳(2017.4~2018.3)
6	年間登録者数		1,774 (2017)	368(2017.7-2018.6)
	卒業要件等	IEI	PII Discipline Chapters and HKK (Association of Engineering Experts)	ERB
7	資格要件	工学系大学(4年間)	大卒(4年間のエンジニアリング課程)	R.P.E登録の前提として、HKIE Corporate Membership(※1)若しくは同等のものが求められる。
	経験年数	7年(うち2年以上は責任ある立場での業務経験) PE&IntPEの登録に必要な業務経験は半年	8-10年	①:最長4~6年 ②:HKIE Corporate Membership 若しくは同等の学位取得後、1年間の専門的な業務経験(※2)
	その他	保証人2名(親展推薦書の提出)	PII Professional Engineer Competence Standard	①:4人の保証人 ②:無し
8	実績評価	業務履歴書+自己評価書(複合的問題の解決を含む)(PE,IntPE)	職歴ポートフォリオ (FAP)	①:業務経験レポート(加えてtraining for Scheme "A" graduatesの証明書) ②:申請者の資格審査のために必要な場合は行う。
	筆記(試験)方法	択一(一般科目、専門科目)	いくつかの部門で有り	①:個人の業務経験に関する分野の記述式テスト ②:申請者の資格審査のために必要な場合は行う
9	面接	IntPEのみ有り	職歴 (FAP) 評価に基づく	①:1時間 ②:申請者の資格審査のために必要な場合は行う。
	呼称		Engineer or IPP (Assistant PE)	①:Graduate Member of HKIE(※3) ②:無し
10	研修制度	CPD 75credits/5yrs	職歴の記録	①:HKIE所定のトレーニング(※4),年間45CPD時間 ②:無し
11	更新制度	IEI	PII	ERB
	更新研修等	5年 (PE, IntPE)	5年	検査システム
12	協会への加入	125credits(PE), 250credits(IntPE) /5years	職歴の記録とCPD	無し
	年会費	Rs177,000 (Institutional Member), Rs12,980(Fellow member), Rs4,897(Member)	資格要件	①:年間30CPD時間 ②:無し
13	資格の活用度	高い認知度	あり	資格要件
	加入義務	資格要件	公共事業、国際援助事業に必要	HK\$2,050~2,900(HKIEメンバーに対して)
14	社会の認知度	高い認知度	認知されている	15,895(HKIEのメンバー、2018.7.3時点)
15	IEA協定加盟	IEA	APEC	香港における、法令に基づく業務の中には、R.P.E. 登録が求められるものがある
16	二国間相互認証協定	無し	ASEAN	高い
	他国との間			WA, APEC, IEA (Represented by HKIE)
17	その他	OEは、IEI会員資格試験合格者に付与される称号		HKIEは相互認証協定を中国、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、カナダ、アイルランドと締結している。カナダ以外R.P.E登録も可)

※各国とも、2018年9月時点の情報が、国名を基に英文で記載している。
 ※元資料は日本技術士会の技術士制度検討委員会作成。その後、IEA会合にて文部科学省により各国への調査を実施し、最終版を作成した。その他資料の出典等、詳細は別紙5に記載。
 ※PE: Professional Engineer CPD: Continuing Professional Development IPD: Initial Professional Development CE: Chartered Engineer IEA: 国際エンジニアリング連盟 WA: ワシントン協定 APEC: APECエンジニア協定 IEPA: 国際プロフェッショナル・エンジニア協定

【香港の比較表に関する注記】
 ※1 HKIE Corporate Membershipは、HKIEもしくはワシントン協定の認定を受けた技術者の学位のこと。
 ※2 香港の項目7.8.9.11において、
 ①はHKIE Corporate Membershipについて、
 ②はR.P.E.登録についての説明。
 ※3HKIEのGraduateMemberは、Member若しくはAssociate Memberの学歴要件を満たすHKIEのメンバーは、HKIEのCorporate Membershipの申請に、GraduateMemberはHKIE Corporate Membershipの申請の学歴要件を満たすため、認定された修士学位若しくは認定された工学または技術分野の認定資格を取得しなければならない。
 ※4 Graduate Scheme "A" Trainingのこと。Memberの学歴要件を満たすHKIEのGraduateMemberは、Graduate Scheme "A" Trainingを受けることができる。スキーム(A)トレーニングを修了した者、そしてPost-Scheme "A" Training experienceを1~2年積んだ者は、Corporate Membersとして入会するためのProfessional Assessmentを申請することができる。スキーム "A" トレーニングの詳細については、http://www.hkie.org.hk/en/quali/scheme_a/参照のこと。

NO	項目	英国	マレーシア	韓国	シンガポール	中国
1	資格名称	OEng(Chartered Engineer) 英国技術者評議会 (EC-UK)	PE/PEPC (Professional Competency) BEM (Board of Engineers Malaysia)	技術士 (PE) MSIP (Ministry of Science, ICT&Future Planning)	PE/CE PEB (Professional Engineers Board)/IES (Institute of Engineers, Singapore)	工程師 (高級、教授級有り) 国家又は地方政府 (企業資格も有り)
2	資格付与機関	Royal charter	エンジニア登録法	技術士法 (No.11690)	PE法	
3	資格の法的根拠					
4	技術部門数	35の PEIの1つ以上に所属	12 約10,000 (2016)	16(80科目) 46,799(2016)(うち登録者33,405) 30,000強	4 (PE), 8 (OE) 2,403 (PE)	
5	登録者総数 受検者数 合格者数 合格率 合格平均年齢 年間登録者数	176,614 (2017) 5,870 (2015) EO-UKの免許交付を受けたPEIが選考 し、合格者がEC-UKに登録	約10,000 (2016) 6.70% 35 (2016) 2,000	16(80科目) 46,799(2016)(うち登録者33,405) 30,000強 6.70% 35 (2016) 2,000	4 (PE), 8 (OE) 2,403 (PE) 約9% (FE60%*PP30%*Oral50%) 140 (PE 2017) PEB/IES IES認定大学卒業 4年(2年はPE監督下)	
6	認定(試験)機関	EC-UKの免許交付を受けたPEIが選考 し、合格者がEC-UKに登録	PE: IEM 又はBEM (PAE: Professional Assessment Examination), PEPC: BEM	雇用労働者人材開発部 (HRD Korea) Engineer又は4年制大学卒	PEB/IES IES認定大学卒業	専業技術職務 評審委員会
7	資格要件	卒業要件等 経験年数 その他	BEM認定工学系大学 3年 MIEM (Corporate Member of IEM)2名の 推薦	Engineer又は4年制大学卒 Engineer4年、大卒6年	IES認定大学卒業 4年(2年はPE監督下)	
8	実績評価 筆記 面接	能力評価書、実績書類 無し 1時間程度(ブレゼン無し)	業績報告書 (2,000~4,000 words) + 成果品 45~60分の面接後、面接官の指示する 課題(専門、倫理に関する記述(3時間))	業績経験レポート 選択肢形式の記述(9時間) 口頭試験	業績報告書 (2,000~4,000 words) PP試験 (Practice of Professional Engineering) レポートに基づく口頭試験	
9	IPD	Associate Member of PEI PEI認定社内研修-CPD	Graduate Engineer Log-Book Training Scheme(Mentor指導下)		IES YELP	
10	登録 機関 名簿の公開 期間 更新研修等 CPD	EC-UK 新規登録者開示(EC-UK及びDaily Times) 1年(毎年PEIを通じて登録料を納入) 無し 毎年の資質向上目標により履修(記録義 務、監査有り)	BEM 検索システム 1年 無し 25CPDhrs for PE 50CPDhrs FOR PEPC	MSIP KPEA-PE総合情報システム 3年 (2015~) 無し 90credits/3yrs KPEA-e Learning Center	PEB/IES 1年 無し 40 PDU(structured PDU 20 for PEB,15for IES)	
11	更新制度	各PEI 資格要件	IEM(Institution of Engineers,Malaysia) 資格要件	韓国技術士会 (KPEA) 技術士事務所又は会社を開設する場合 は要件	IES 任意	
12	協会への加入	加入義務 年会費 会費数	資格要件 280 £./yr程度 約39,000 (2016)	RM130 約39,000 (2016)		
13	資格の活用度	職能ではないが、技術的判断場面では ほぼ独占	公共事業計画に関する業務に従事する にはPEPCが必要 非常に高い	19,252 (2016.8) 社会の専能クラス設計図書への署名押 印,13の関連法で合せ持つべき資格を規定	PE (化学、土木、電気、機械)は業務独占 非常に高い	
14	社会の認知度	高い	非常に高い			
15	IEA協定加盟	WA, IPEA	WA, APEC, IPEA	WA, APEC, IPEA	WA, APEC, IPEA	WA 無し
16	二国間相互認証 協定	日本との間 他国との間	無し(日本国内でOE取得可能) オーストラリアと相互認証	無し 米国(Texas2016) 豪州(2015)1名(豪)手続中	無し	
17	その他					

※各国とも、2018年6月11日時点の情報。この資料は日本技術士会技術士制度検討委員会が作成した資料のうち、直接各国への確認調査が行っていない国を抜粋したもの。

※PEI: Professional Engineering Institutions PE: Professional Engineer CPD: Continuing Professional Development IPD: Initial Professional Development OE: Chartered Engineer PDU: Professional Development Units

YELP: Young Engineers Leadership Program IEA: 国際エンジニアリング連盟 WA: ワシントン協定 APEC: APECエンジニア協定 IPEA: 国際プロフェッショナル・エンジニア協定

NO	項目	ペトナム	フィリピン	オランダ	トルコ	ドバイ
1	資格名称	Construction Practice Certificates	PE	CE	Engineer	Engineer
2	資格付与機関	Ministry of Construction. (MOC)	Professional Regulation Commission (PRC)	The Royal Netherlands Society of Engineers (KIVI)	無し	Society of Engineering-UAE
3	資格の法的根拠	建設法 Decree59 (2015)	Republic Act No.8981	Royal charter	無し	
4	技術部門数	20 work types	12	26	240 Chamber	
5	資格に関する数値	登録者総数 受験者数 合格率 合格平均年齢 年間登録者数	9,611 (2009) 約50% (civil 2017)	172,000 (2010)		40,000
6	認定(試験)機関	Construction Management Department (MOC) for 1st Grade	Professional Regulatory Boards under PRC (エンジニアの部門毎に設置)	KIVI		2,923 (2012)、更新5,396 Society of Engineering-UAE
7	資格要件	卒業要件等 経験年数 その他	5年制大学 1次試験のある部門では2次試験まで4年等	修士以上 5年	高等教育評議会認定校	建築なら1級建築士(日本)
8	認定(試験)方法	コンペテンズ評価 1st Grade 75点以上 択一(法規10問、専門15問) 合格品60 面接 無し 無し	有り 択一(部門により1次試験有) 無し Associate (1次試験合格者)	無し ブレゼン10分+質問	無し 無し 無し	書類審査
9	IPD	無し				
10	登録	研修制度 機関 認定機関 web site 名簿の公開 有り 5年	PRC 名前又はIDでweb検索可 3年 good standing certificate の提出が求められる部門有り	有り KIVI 有り(任意) 2年 無し 100CPDhrs/2yrs		Society of Engineering-UAE 1年
11	更新制度	更新研修等 CPD	45 (2019～)			
12	協会への加入	団体名 加入義務 年会費 会員数		KIVI 資格要件 257.50 € 20,000人以上	専門分野組合 (Chamber) 強制	
13	資格の活用度	建設関係調査計画設計業務に従事する管理者は必須				民間会社には業態・規模によって 置人数要件有り 低い
14	社会の認知度					
15	IEA協定加盟		WA, APEC			
16	二国間相互認証協定	日本との間 他国との間		無し スペイン	無し	
17	その他	Decree59 and Circular, JICA Report.(2010)				

※各国とも、2018年6月11日時点の情報。この資料は日本技術士会技術士制度検討委員会が作成した表のうち、直接各国への確認調査が行えていない国を抜粋したものである。
※PE: Professional Engineer CPD: Continuing Professional Development IPD: Initial Professional Development CE: Chartered Engineer IEA: 国際エンジニアリング連盟 WA: ワシントン協定 APEC: APECエンジニア協定

3. 更新制度の導入

3.1 更新制度導入の必要性

技術士は「技術士」の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする業務を行うことを認められた者をいう。技術士は、変動する社会経済環境の中で、期待される業務に従事することのできる資質・能力を有する技術者であることが必要であり、そのことを明らかにした上で社会に貢献していかなければならない。

しかしながら、現行の技術士制度においては、第二次試験合格時点での判定・確認のみであり、技術士が現時点で必要とされる資質・能力を有するかどうかを認定する仕組みが不十分である。それは“科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする業務”を行うに相応しい技術者であることを証明するには制度として不十分と言わざるを得ず、適切な対応がとられなければ社会における技術士資格の信用・信頼を損なうことが懸念される。特に近年、公共工事に関する技術者登録申請において必要とされる資格に CPD の取得と共に更新制度のあることが一定の条件とされつつあること、我が国を除く主要国では更新制度が導入されていることから、対応が急務である。このため、現行の技術士資格の課題として掲げられている、①資質向上の責務の確認が不十分、②登録状況の把握（3.2 の（2）参照）が不十分、の二点をクリア出来る更新制度導入が不可欠であり、そのことが社会における技術士資格の信用・信頼を向上させ、国内外での技術士の活用を促進することに繋がると考える。

3.2 基本的考え方

（1）資質向上の責務遂行状況を確実に把握できるシステムの構築

技術士の責務として、「常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他の資質の向上を図るよう努めなければならない」（法第 47 条の 2）とされている。本会では、技術士の資質向上を図るとともにその確認を公的に証明する方法として、各種講演会等を主催して CPD の普及を推進し、CPD 実績に基づく「技術士 CPD 登録証明書」を発行している。今後は資格保有者全員の CPD 登録をモニタリングすることにより、技術士に課せられた「資質向上の責務」の遂行状況を客観的かつ確実に把握出来るシステムの構築が必要である。

（2）登録状況を確実に把握できるシステムの構築

技術士が我が国を支える技術人材として期待される中、その登録状況の把握は基本情報として重要である。一方で技術士は、登録を受けた事項に変更がある場合にはその旨を届け出なければならないと定められており（法第 35 条）、登録事項には、氏名、生年月日、合格年月及び技術部門の名称の他、事務所の名称、所在地などが含まれている。また、業務を廃止した場合や死亡した場合には、当該技術士又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく文部科学大臣に届け

出なければならないとされている（技術士法施行規則第 19 条）。それにもかかわらず、勤務先、勤務先所在地の変更や業務の廃止などについて所定の手続きを失念している技術士や、90 歳を超える技術士が約 7,000 人存在することからも技術士が死亡したとき遺族からその旨の連絡がないなどのケースが発生していると考えられる。これは変更等の手続きを行わなくても実際に活動が可能で、不都合が生じない制度となっていることが要因であり、死亡者の把握は困難であるとしても、就業している技術士全員の活動状況が把握可能となるシステムとするよう見直しすることが必要である。

（3）技術者資格制度の比較

技術士の更新制度導入を検討するに当たって、他の技術者資格制度と比較した（表 - 3）。一級建築士は、建築士事務所に登録して実務を行う者に限定して実質講習会受講を必須条件とした更新制度であり、土木学会認定土木技術者は CPD 時間の確認を以って資格の更新継続を可とする資格である。建設コンサルタンツ協会が登録機関である RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）資格は、4 年に一度の講習と CPD 単位の双方を更新条件としている。このように我が国の多くの技術者資格には実質的に更新制度が取り入れられており、その期間は 3～5 年となっている。

表 - 3 技術者資格制度の比較

資格名	技術士	一級建築士	土木学会認定土木技術者 (特別上級、上級、1 級)	RCCM	監理技術者
所管	文部科学省	国土交通省	(公社)土木学会	(一社)建設コンサルタンツ協会	国土交通省
制定	1957年	1950年	2001年	1991年	1988年
資格者	8.7万人	37万人	3,000人	5.4万人	68万人
受験者	26,000人程度	31,000人程度	500人程度	5,600人程度	
合格者	3,500人程度	3,400人程度	250人程度	2,300人程度	
合格率	13.3%	10.8%	50% ^{※1}	41.5%	講習のみ
登録機関	日本技術士会	日本建築士会連合会	土木学会	建設コンサルタンツ協会	建設業技術者センター
更新期間	—	3年（定期講習）	5年	4年	5年
更新対象	—	建築士事務所所属	登録者全員	登録者全員	登録者全員
更新講習	—	講習5時間 審査1時間	無し	講習2.5時間	講習6時間 審査0.5時間
更新に必要な CPD確認	—	無し	250単位/5年	(～2019) 100単位/4年 (2020～) 200単位/4年	無し
更新手数料	—	約18,500円 ^{※2}	20,520円 ^{※3} (特別上級)	21,000円	7,600円
更新講習費用	—	12,000円	無し	10,500円	約10,000円
罰則	—	戒告、業務停止	登録抹消	登録抹消	失効

受験者、合格者、合格率は2017年度

※1) 上級及び1級のBコースは含まず

※2) 建築士事務所の更新手数料

※3) 会員手数料

3.3 更新制度案の比較

基本的考え方に基づき更新制度導入に当たって、技術士の対象をどうするか、更新期間をどうするか、更新条件として何を採用するか、更新未実施者の取り扱いをどのようにするかなどに関して下記の４案について比較検討を行った。

- ① 現状
- ② 全員一律の登録・更新
- ③ 全員一律で登録・更新＋講習会受講
- ④ 希望者によって登録・更新と講習会受講を区分する

資格を業務で活用している技術士とそうでない技術士に同一の更新制度を適用するか、あるいは両者を区別した制度とするかについて議論を重ねた。その結果技術士を区分すべきではないという意見が圧倒的であり、全員一律に更新を実施する方式とした。また、講習会受講を必須とすることにした（表 - 4）。

更新期間については、他の技術者資格でも５年となっているものが多いこと、また自動車運転免許更新などで国民にも馴染みのある年数として５年が適当であるとした。

表 - 4 更新制度案の比較

案 項目	①現状	②登録・更新 (手続きのみ)	③登録・更新+講習会 (全員一律)	④登録・更新+講習会 (区分制)
対象	全員一律	全員一律	全員一律	希望者で区分
更新期間	なし	例えば5年/回	例えば5年/回	例えば5年/回
更新講習	なし	なし	全員一律	希望者のみ
CPD	なし	なし	〇〇時間/年	〇〇時間/年
名称使用	全員	登録・更新者のみ可	登録・更新・講習会受講者のみ可	登録・更新者可
業務活用	発注者ニーズによる	発注者ニーズによる	全員可	講習会受講者は可
評価	×	△	◎	△

3.4 更新に伴う CPD の考え方

資質向上の責務遂行状況を確認する手段としては、CPD の時間数を評価することとした。時間数について何時間が適切であるか、関係学協会の基準や海外の技術者資格における実態を調査したうえで議論を重ねた。それらを踏まえ、表 - 5 にて比較検討を行った。ポイントとなったのは、技術士全員の CPD 取得に対する機会が均等であることと設定する時間が技術士として相応しいかである。その結果海外勤務や国内で受講機会に恵まれない技術士であっても、自己学習や e ラーニングなどの積み重ねで修得でき、国際的にも通用すると考えられる時間数として 20 時間/年の実施を必須とする案を採用した。APEC エンジニアの登録

更新や公共事業関連業務に従事するなど業務上所定の時間数が必要な技術士に対しては、50 時間/年を推奨する。更新制度導入に伴う制度改正に合わせて、「技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン（第 3 版）」を見直していく必要がある。

表 - 5 更新に伴う CPD の考え方

案	①案	②案	③案	④案	⑤案
更新講習	あり	あり	あり	あり	あり
CPD（時間/年）	0	10	20	30	50
CPD取得方法	-	自己学習で可	自己学習+eラーニング（技術士会認定）	③案、⑤案の中間	自己学習に加え講習受講など
所在の確認	○	○	○	○	○
資質向上の責務 倫理、最新技術など	×	○	○	○	○
資質向上の責務 継続教育	×	△	○	○	○
国際通用性（CPDの 観点）	×	×	○	○	◎
CPD取得の難易度	○	○	○	△	×
合意形成の難易度	○	○	○	△	×
クライアントニーズ	△	△	△	△	○
CPDを所定時間以上 必要とする技術士	CPD50時間/年の必要 な方は個別に取得	CPD50時間/年の必要 な方は個別に取得	CPD50時間/年の必要 な方は個別に取得	CPD50時間/年の必要 な方は個別に取得	特別な対応不要
技術士会の対応		eラーニングの充実 CPD確認体制整備	eラーニングの充実 CPD確認体制整備	eラーニングの充実 CPD確認体制整備	eラーニングの充実 CPD確認体制整備
評 価	×	△	○	△	△

3.5 更新制度案の検討

これまでの検討において、以下の基本項目を設定した。

- ① 更新の対象者は、年齢や技術分野を問わず全員一律にする。
- ② 更新は、5 年毎とする。
- ③ 更新の条件としては、講習会受講と CPD100 時間/5 年を必須とする。

上記に基づき概略の案（表 - 6）及び今後の課題（表 - 7）を整理し「中間報告 その 2」にまとめホームページに掲載した結果、多くの会員の方から意見が寄せられた（図 - 1）。この結果を踏まえ更新手続き、更新講習、CPD の 3 項目について今後詰めるべき課題を整理するため試案の作成を行った。

【注記】

「更新研修」とは、必要な「CPD」時間を満たしたうえで、所定の更新講習を受講することと定義する（7. 法改正についての章による）。

表 - 6 更新制度（案）の概略

項 目	内 容	細 目	内 容	備 考
更新対象	選定	対象者	技術士登録者全員	メール、葉書にて対象者に通知
		判定	CPDは事前確認する	更新の有資格者か否か判定
登録・更新	フロー		CPD確認→通知→更新講習受講→更新修了証受領	
	サイクル	期間	5年に1回、更新修了証発行	
		移行期の対応	一定期間の猶予を設ける	90,000人を5等分し五分の一ずつ更新
	更新内容	手続き	5年に一回更新修了証を発行	ネットでも手続き可能とする (講習済み証明、CPD証明を添付)
		名簿	更新者名簿作成	名簿の公開を検討
		費用	5,000円※	
更新講習	講習会	時間	1日	CPD50時間以上/年は更新講習免除を検討
		内容	倫理、最新の技術士制度、科学技術の動向など	
		費用	10,000円※	
		研修会場	統括本部及び各地域本部にて開催	事務局は日本技術士会を想定
		未更新者	技術士の名称使用可否判断が必要	更新すれば使用可能
		更新修了証	更新修了時に発行	
CPD登録	内容	時間	20時間/年	50時間/年を推奨（APEC対応など）
		コンテンツ	技術士CPDガイドラインによる	倫理、各部門のe-learningコンテンツ充実
		審査体制	事務局に人員確保	
更新研修実施機関			日本技術士会を想定	
指定CPD登録機関			日本技術士会、希望法人	文部科学大臣の認定を受ける

※参考値

表 - 7 更新制度今後の検討課題

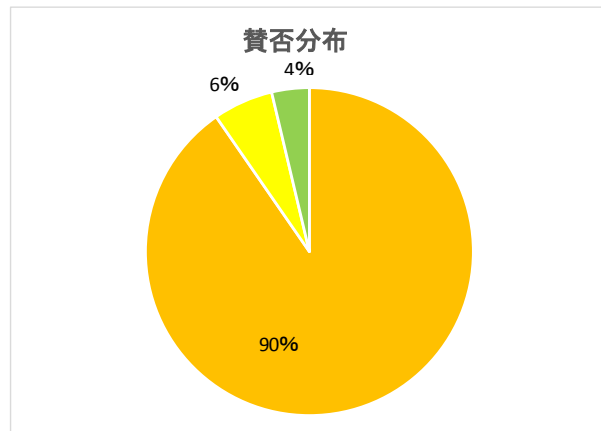
大項目	小項目	内 容	備 考
更新手続き	更新サイクル	全技術士を5等分して対象とする（例：00、05年度登録者）	
	移行期の取り扱い	最長4年未更新扱いとなる技術士の処遇	
	初年度更新希望者の取り扱い	更新サイクルを厳守とするか	
	更新制度導入のお知らせ	全技術士への周知	
	更新案内	更新該当年度の前年に対象者に連絡	
	更新連絡先の把握	CPDを事前登録制とし、その時点で連絡先把握	
	更新に必要な書類	更新申請書、講習会受講証明書、CPD登録証明書など	
	更新者名簿の作成	技術士登録名簿と別に更新者名簿作成	更新者名簿は公開
	更新手続き取扱者	指定登録機関（日本技術士会）	
	複数部門保有者の扱い	単数部門取得者と同じCPDで複数部門可とするか	
	名称使用有効期間	更新対象年度は未手続きでも名称使用可とするか	
更新講習	会場設定	統括本部、各地域本部での開催	対象人数の想定
	開催時期	各年度に複数回開催（前期、後期）、大都市は複数日開催	
	講習会の主催	指定登録機関（日本技術士会を想定）	
	受講者名簿の作成、管理	指定登録機関（日本技術士会を想定）	
	テキスト内容	倫理、技術士法関連の動向、科学技術の動向など	
CPD	20時間の内容	倫理、各部門の最新技術を推奨するかなど	
	eラーニングの整備、充実	各部門でコンテンツ整備を図る	部門毎のバラつき修正
	複数部門保有者の扱い	各部門ごとに最新技術のCPDの確認が必要か	
	CPD登録機関	認定法人を指定する	
	他学協会のCPDとの整合	日本技術士会のフォーマットに転記する必要性	
	技術士CPDガイドライン	更新制度導入に伴う見直し	
	他の団体のCPD証明書	他団体（建設系CPD協議会など）が発行する証明書の扱い	

図 - 1 中間報告（その2）に対する会員からの意見

「更新制度の導入について」会員の声

2018年11月12日

賛成:	122
条件付き賛成:	8
・CPDのみを更新条件とする	
・活用する部門だけに更新制度適用	
反対:	5
計	135



特筆すべき主な意見

賛成:

- ・技術は日進月歩しており、更新期間を2～4年としてはどうか。
- ・日本技術士会に全員加入するという制度にしてはどうか。
- ・更新制度導入に当たっては、費用の低減化を考慮して欲しい。
- ・技術士会入会のメリットを検討して欲しい。
- ・業務独占資格となるよう、働きかけをして欲しい。
- ・講習会受講、CPDに関して、地域間格差解消を図ってもらいたい。
- ・更新制度を行うのであれば、資格の活用拡大を図るべきである。
- ・eラーニングを充実してもらいたい。

条件付き賛成:

- ・更新制度を選択制とすべきである。
- ・CPDの認定会員制度を活用する形式にしてはどうか。
- ・業務独占資格とすることが先決である。

反対:

- ・国家資格でも、医師、弁護士などは更新制度が無い。
- ・自己研鑽を積んでおくだけで、十分である。
- ・実務を行っている技術士に、更新は不要である。

3.5.1 更新手続き

(1) 更新手続きのポイント

1) 基本的事項

更新対象者、更新条件、並びに更新年等について本報告で基本とした事項を表-8に示す。

表-8 更新に係る基本的事項

基本的事項	備 考
①更新対象者は、技術士登録者全員とする	・年齢、登録技術分野を問わず全員
②更新研修の修了を以って更新とする	・更新研修は、「更新講習」と「必要な CPD 時間」とする ・更新研修修了者に「技術士更新証」を交付する
③更新は 5 年毎とする	・更新は西暦年単位とする（和暦、年度ではない） ・更新基準日は、12 月 31 日とする ・複数部門、また 1 部門複数科目の登録者は、「最初に技術士登録を行った西暦年」を基準に 5 年毎とする
④初回更新は、更新制度導入以前の技術士登録者の場合、制度施行年から 5 年間のうちの指定された年に行う	・初回更新年の考え方は、(1) の 3) を参照 ・制度施行後に初めて技術士登録を行った者は、5 年後に初回更新を行う
⑤その他、更新制度の移行期における措置や例外規定を設ける	・更新制度の移行期においては、更新研修に必要な CPD 時間の短縮などの措置を設ける ・長期海外出張者等の扱いなど

2) 更新に当たり準備すべき事項

更新を行う者は、更新対象西暦年の前年から遡った「5 年間の CPD 登録証明書」が必要である。なお、更新にあたり「更新手続き費用」が発生するが、これについては今後検討することとする。また、5 年間の CPD 記録の詳細については、「3.5.3 CPD」を参照のこと。

3) 初回更新年の基本的な考え方

a. 初回更新年

更新制度導入に係る技術士法の改正（以下「法改正」）告示以前に技術士登録を行っている者は、施行年から 5 年間のうちの指定された年に初回の更新を行う。制度施行後に初めて技術士登録を行った者は、登録の 5 年後に初回更新を行う。

b. 更新年の考え方（指定された年）

更新は 5 年毎に行うことから、全ての技術士登録者について、最初に技術士登録を行った西暦年の下 1 桁の数値を基準として 5 グループ（表-9）に区分し、グループ単位で更新をサイクル化する。このことにより、グループの西暦下 1 桁

の数値の該当する西暦年が更新年となる。また、何らかの理由により更新が遅延した者についても、グループの変更はなく、次回更新は該当するグループの更新年とする。

表-9 更新グループ区分

グループ区分	最初の技術士登録西暦年の下1桁	備 考
グループ①	1 又は 6 の者	例えば、2021 年、2026 年が更新年
グループ②	2 又は 7 の者	例えば、2022 年、2027 年が更新年
グループ③	3 又は 8 の者	例えば、2023 年、2028 年が更新年
グループ④	4 又は 9 の者	例えば、2024 年、2029 年が更新年
グループ⑤	5 又は 0 の者	例えば、2025 年、2030 年が更新年

注) 表の考え方によって現在の技術士登録者を5区分した場合、各グループに属する技術士数はほぼ均一となることを確認している

4) 更新した技術士と更新をしない技術士の区分

a. 技術士の名称使用

更新研修を修了し「技術士更新証」を保有する者は、「(仮称) 技術士 (更新研修修了)」(以下「技術士 (更新)」) を名乗ることができるが、更新研修未修了者は、技術士 (更新) を名乗れない。

b. 更新制度の移行期の考え方

更新制度の告示年において既に技術士登録者である者、また更新制度の告示がされる年以降施行までの期間において初めて技術士登録を行った者は、表-10 に示す移行措置をとることによって、初回更新までの期間においても「技術士 (みなし更新)」を名乗れることとする。

表-10 技術士 (更新) に係る移行措置

登録年区分	暫定措置
更新制度告示以前の技術士登録者	更新制度開始時に「技術士更新証」(みなし) を全ての技術士登録者に交付 ^{※1} する
更新制度告示以降に初めて技術士登録者を行った者	「技術士登録証」の交付時に「技術士更新証」(みなし) を併せて交付する



※1 : 「技術士更新証」(みなし) の交付

更新制度告示日以降、全ての技術士登録者に対して「更新制度のあらまし (仮称)」等を送付し、その際に「技術士更新証」(みなし) を同封することによって、更新制度の周知を図ることとする。なお、送付先は「技術士登録」されている「技術士事務所住所」とすることから、転職、転勤、退職、結婚等により技術士事務所住所等の登録事項に変更が生じているものの、技術士法第35条の規定による「登録事項変更届出書」の提出が滞っている者は、不達を回避するために、直ちに変更届出書を提出する必要があります。

5) 更新研修の修了

更新研修は、CPD 記録の確認及び更新講習の受講をもって修了とし、当日（更新講習修了時）は更新研修修了書が交付される。後日「技術士更新証」（カード形式：顔写真入り）が交付されるが、それまでの間は更新研修修了書で代用可能とする。なお、更新講習の詳細については、「3.5.2 更新講習」を参照のこと。

6) 更新に係る書類の提出先

法で定める指定研修機関とするが、正確性、迅速性、効率性を考慮し指定登録機関である日本技術士会が登録と併せて行うことが望ましいと考える。以降指定研修機関を指定登録機関と称する。

7) 技術士更新研修修了者名簿の公表

指定登録機関は、毎年「技術士更新研修修了者名簿」（以下「更新名簿」）を作成し、官報やホームページ等において公表する。公表項目は、「氏名」、「登録番号」、「登録技術部門の名称」、並びに「最新の更新年」とする。なお、指定更新年に更新研修が修了しなかった者は、更新名簿から消除される。

8) 更新制度導入の移行期における措置

移行期においては、更新研修に必要な CPD 時間の短縮などの措置を最大 5 ヶ年間（法告示から施行までの期間により定める）設定する。

9) 指定更新年に更新研修を修了できなかった者の考え方

何らかの理由（疾病など）により指定更新年に更新研修を修了できなかった者は、「2 更新期間(10 ヶ年)」内に 2 度の更新研修修了をもって、技術士（更新）を名乗ることができ、更新名簿に復活記載される（表 - 11）。詳細は今後検討していく。上記に基づく更新手続きのポイントを、表-12 に示す。

表 - 11 指定更新年に更新研修を修了できなかった者の扱い

西暦年	「2更新期間(10ヶ年)内」の更新研修手続き	
X-2年		
X-1年		
X年	【更新済年】	
X+1年		
X+2年		
X+3年		
X+4年		
X+5年	【更新対象年1】	←更新せず
X+6年		この間で更新の場合 ・CPD:(X~X+4)の5年間100hrs. ・有効期間は「更新対象年2」まで
X+7年		
X+8年		
X+9年		
X+10年	【更新対象年2】	この間で更新の場合 ・CPD:(X~X+9)の10年間200hrs. ・有効期間は「更新対象年3」まで ・更新手数料は2回分
X+11年		
X+12年		
X+13年		
X+14年		
X+15年	【更新対象年3】	
X+16年		以降は更新認めず、技術士(更新)を名乗れない
X+17年		
X+18年		
X+19年		

注)更新制度施行後、初回更新を行わなかった者も更新可能期間は初回更新年以降9年間とする。9年間で更新した場合のCPDは移行期の暫定措置を考慮する。

表-12 更新手続きのポイント

項 目	ポイント	備 考
1) 更新対象者	① <u>技術士登録者全員</u>	
2) 更新研修	① 更新研修は、更新講習と必要な CPD 時間とする	① 研修修了者に「 <u>技術士更新証</u> 」を交付する
3) 更新期間	① <u>更新は 5 年毎</u> とする	① 更新は <u>西暦年単位</u> とする(和暦、年度ではない) ② <u>更新基準日は、12 月 31 日</u> とする ③ <u>複数部門、或は 1 部門複数科目の登録者は、 「最初に技術士登録を行った西暦年」を基準に 5 年毎とする</u>
4) 更新者、非更新者の区分	① 「技術士更新証」の有無によって区分する ② 技術士更新証を有する者は「 <u>技術士（更新）</u> 」を名乗れる ③ 技術士更新証を有しない者は「 <u>技術士（更新）</u> 」を名乗れない	① 更新未修了者の <u>登録を削除できるか</u> 等の扱いについては、 <u>検討課題</u> とする
5) 更新年	① 技術士登録者を最初に技術士登録した <u>西暦年の下 1 桁を基準に 5 グループに区分し、更新年を指定する</u>	何らかの理由により指定年に更新研修が修了できなかった者も <u>グループは変わらない</u>
6) 更新制度開始以前の技術士登録者、並びに開始後に初めて技術士登録を行った者の扱い	① <u>更新制度告示年</u> において技術士登録者である者は、「 <u>技術士（みなし更新）</u> 」とする ② 更新制度開始年以降において初めて技術士登録を行った者は、 <u>技術士登録証の交付時に「技術士（みなし更新）」とする</u>	① <u>更新制度開始時に「技術士更新証」（みなし）を交付する</u> ② <u>技術士登録者全員が「技術士（更新）」として更新制度が開始される</u>
7) 更新研修の仕組み	① 更新研修は、「 <u>CPD 記録の確認</u> 」及び「 <u>更新講習の受講</u> 」をもって更新研修の修了とする	
8) 更新の有効期間	① <u>5 年間とし、5 年毎に更新</u> する ② <u>更新基準日は、12 月 31 日</u> とする ③ <u>更新は、指定された年</u> に行う	① 初回更新年は「 <u>初回の技術士登録を行った西暦年</u> 」※1に基づき <u>指定される</u> ② 以降、 <u>5 年サイクルで更新</u> する ③ <u>何らかの理由</u> ※2により更新が遅延した場合においても、 <u>5 年サイクルの更新年は維持</u> される ④ 更新研修修了者で、12 月 31 日までに更新研修修了書が受領できなかった者は、受領までの間は更新前の更新研修修了書を有効とする
9) 更新に必要な事項	① <u>更新申込</u> ② <u>CPD 登録証明書の提出</u> ③ <u>更新講習の受講</u> ④ <u>更新手続き費用</u>	① 必要な CPD 記録は 5 年で 100 時間とする ② 5 年とは、 <u>更新前年以前の 5 年間</u> とする ③ 更新修了者には、 <u>技術士更新証（カード形式：顔写真入り）を交付する</u> ④ 更新には <u>手数料が発生</u> する
10) 更新に係る事務機関	① <u>指定登録機関（指定研修機関）</u>	① 機関については今後の <u>検討課題</u>
11) 更新名簿の作成と公表	① 指定登録機関は、 <u>更新名簿を作成</u> する ② 更新研修修了者は <u>更新名簿に氏名、登録番号、更新年が記載</u> される ③ 指定年に更新手続が修了しなかった技術士は、 <u>更新名簿から削除</u> される ④ <u>更新名簿は毎年 HP や官報等で公表</u> される	① 公表項目は、 <u>(1) 氏名、(2) 登録番号、(3) 全ての登録技術部門の名称、(4) 最新の更新年</u> ② 公表の方法については今後の <u>検討課題</u>
12) 例外規定 (1) 指定年に更新研修が修了できなかった者の扱い	① 何らかの理由により指定年に更新研修が終了できなかった者は、「 <u>2 更新期間（10 ヶ年）</u> 」内に <u>2 度の更新修了</u> をもって、更新技術士を名乗れる ② 更新手続きが修了した場合は、 <u>更新名簿に復活記載</u> される	① 「2 更新期間」内に 2 度の更新を済ませることが出来なかった者は、 <u>以降の更新は認められない</u>
13) その他	① 1) ～12) に記載のない事項は、別途定める	今後の <u>検討課題</u>

※ 1：複数部門に登録している技術士は、最初に登録した西暦年を基準とする。

※ 2：更新忘れ、病気療養、海外出張、海外赴任など。

(2) 移行期における必要な CPD 時間の考え方

更新制度を導入している他国の事例を見ても、移行期にどのような仕組みとするかは重要である。今回は、以下のようにケーススタディを行った。

更新研修に必要な CPD は 100 時間/5 年であるが、更新制度を施行する年から最大で 5 ヶ年間（法告示から施行までの期間により定める）においては、移行期の措置として告示年以降から更新前年までの期間（年）×20 時間をもって、必要な CPD 時間数とする。例えば告示から 2 年後に法施行となった場合の必要 CPD 時間は、2 年×20 時間＝40 時間とする。一例として 2020 年に告示し、2 年後に施行となった場合の考え方を表-13 に示す。

表 - 13 更新制度移行期の考え方（例）

注) 仮に告示を2020年とし、施行までの期間を2ヶ年とした場合の例：施行までの期間により初回更新時のCPD特例は変わること留意！

	西暦年	【技術士法改正告示後の技術士登録者】	【技術士法改正告示以前の技術士】						
技術士法 改正告示	2020年	告示年を基準として、「告示以前の技術士登録者」及び告示後に「新規に技術士登録を行った技術士」とも、 「技術士(更新)」「(みなし)扱いとし、技術士全員が同じスタートラインに立ち更新制度を開始する。							
		【技術士登録】		【グループG②: 最初の 技術士登録年の西暦下1 桁が「2」又は「7」の者】	【グループG③: 最初の技 術士登録年の西暦下1 桁が「3」又は「8」の者】	【グループG④: 最初の技 術士登録年の西暦下1 桁が「4」又は「9」の者】	【グループG⑤: 最初の技 術士登録年の西暦下1 桁が「5」又は「0」の者】	【グループG①: 最初の技 術士登録年の西暦下1 桁が「6」又は「1」の者】	
改正技術 士法施行	2021年		【技術士登録】						
	2022年			【初回更新年G②】 CPD対象年/2020～ 21(2ヶ年40hrs.)	←CPD時間特例				
	2023年				【初回更新年G③】 CPD対象年/2020～ 22(3ヶ年60hrs.)	←CPD時間特例			
	2024年					【初回更新年G④】 CPD対象年/2020～ 23(4ヶ年80hrs.)	←CPD時間特例		
	2025年	【初回更新年】 CPD対象年/ 2020～24(5ヶ年100hrs.)					【初回更新年G⑤】 CPD対象年/2020～ 24(5ヶ年100hrs.)		
	2026年		【初回更新年】 CPD対象年/ 2021～25(5ヶ年100hrs.)					【初回更新年G①】 CPD対象年/2021～ 25(5ヶ年100hrs.)	
	2027年			【2回目更新年G②】 CPD対象年/ 2022～26(5ヶ年100hrs.)					
2028年				【2回目更新年G③】 CPD対象年/ 2023～27(5ヶ年100hrs.)					

注1) CPD対象年は、技術士法改正告示年以降、更新制度移行期の特例を除き、更新年の(前年-4年)～(前年)までの5ヶ年間
 注2) 登録年とは、単一の部門、複数の部門の登録に係らず、「最初に技術士登録を行った西暦年」とする
 注3) 表中のG①～⑤は、表-9を参照

(3) 複数部門保有者の取り扱い

複数部門保有者（同一部門内で複数科目保有者も含む）は、「最初に技術士登録を行った年（技術部門）」を更新の基準年とし、当該更新研修修了をもって保有するすべての部門を更新したものとする。

(4) 例外規定

長期（10 年を超える）の海外転勤・赴任者、或は海外に技術士事務所を構える者などの更新研修については、今後の検討課題とする。

(5) 更新手続きフロー

一般的な更新手続きフローを図-2 に示す。

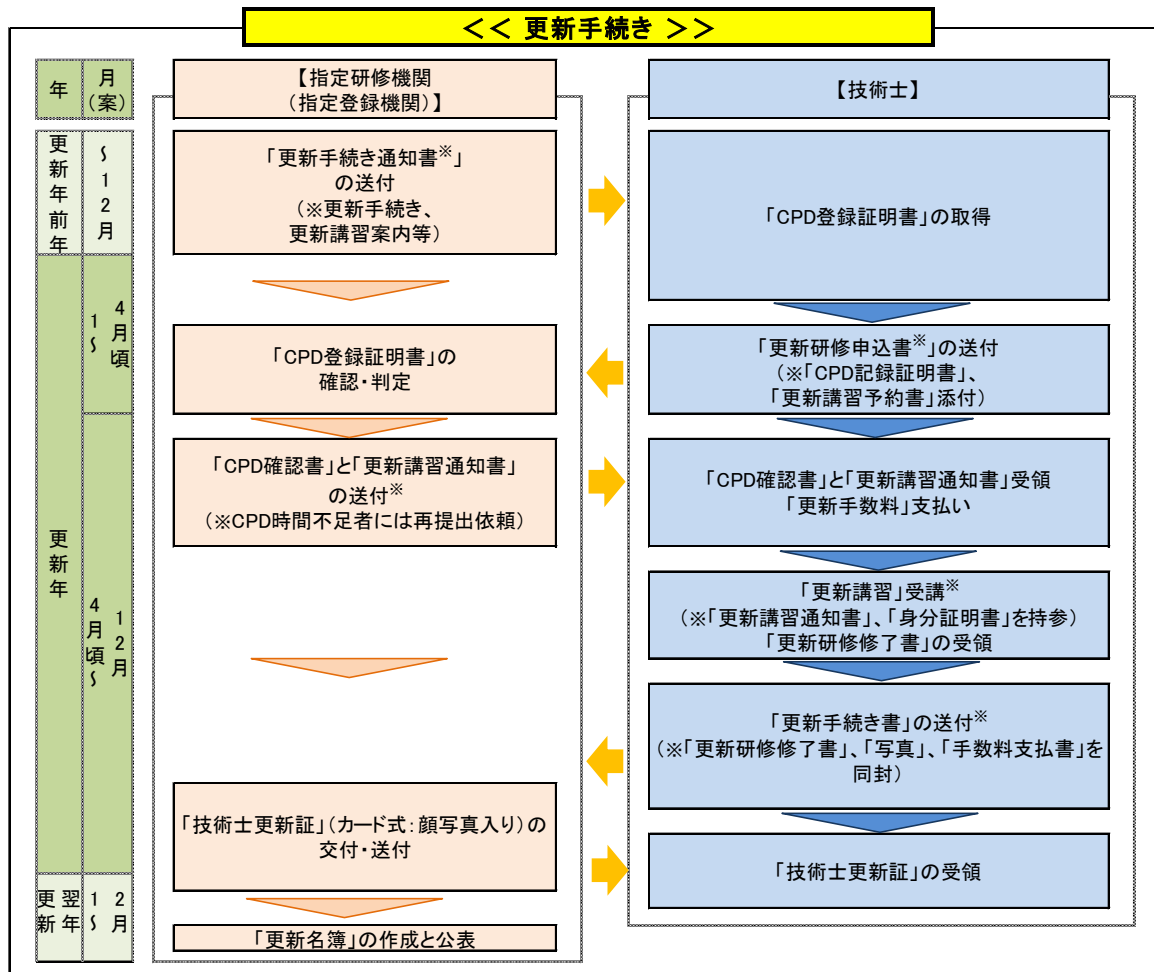


図 - 2 更新手続きフロー

3.5.2 更新講習

(1) 更新講習の実施形態

更新講習は指定された講習会場に更新対象者が集合し、あらかじめ録音・録画された講義を視聴することによって、執りおこなわれるものとする。この形式によって、全ての更新講習（以下「講習会」）の同等性を担保する。また終了時に確認試験を併せて行うことによって、講習会の効果を確認する。

(2) 講義の内容

講義は、技術士が活動していく上において必須である「技術者倫理」を主体とし、「技術士制度」と「科学技術動向」の計3科目とする。それらの具体的な内容と時間数を表-14に示す。

表-14 講義の内容と時間数（例）

科 目	内 容	時 間
技術者倫理	技術士として熟知していなければならない技術者倫理に関して、特にその応用ならびに実践面について、指定登録機関*の長が指名する専門家が講義する。	1.0 時間 以上
技術士制度	技術士関連法令の変更点や所管省庁等の動向について、指定登録機関の長もしくはその指名する者が概説する。	0.5 時間 以上
科学技術動向	国の科学技術政策やその動向に関して、指定登録機関の長が指名する有識者が概説する。	0.5 時間 以上

※指定登録機関とは、更新手続きの取り扱いに関して文部科学省より指定を受けた機関

技術者倫理は、特にその応用ならびに実践面について重視し、講義する。本会の統括本部や地域本部の倫理に関する見識の高い者、大学等で技術者倫理を講義する専門家等から指名する。技術士制度は、文部科学省技術士分科会の委員等、技術士制度やその動向に詳しい有識者等から指名する。科学技術動向は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の下に設置されている専門調査会・懇談会等に参画している委員等、科学技術政策やその動向に詳しい有識者等から指名する。

指定登録機関は、各科目の講師の協力を得てテキストの作成と講義の録音・録画を行う。著作権は指定登録機関に帰属する。

講義は、原則として毎年その内容を更新する。紙ベースのテキストは作成せず、更新対象者が自ら指定されたサーバーよりダウンロードし使用方法を考える。

(3) 効果の確認

講義終了時に講義内容に関連した10問程度の確認試験を行い、講習会は、確認試験の解答提出をもって修了したものとする。指定登録機関はあらかじめ50問程度の設問ストックを作成しておき、会場ごとにその中から10問程度をランダムに問うものとする。解答は自己採点の後、講習会終了時に提出する。指定登

録機関は解答書の提出を確認の上、更新研修修了書を交付する。

(4) 講習会の時間割

講習会は、表 - 15 に示すような時間割に従って行うものとする。

表 - 15 講習会の時間割 (例)

(午前開催)		(午後開催)	
時刻	内 容	時刻	内 容
09:00	受付開始	13:00	受付開始
09:15	ガイダンスおよび本人確認	13:15	ガイダンスおよび本人確認
09:30	(講義) 技術士制度	13:30	(講義) 技術士制度
10:00	(講義) 技術者倫理	14:00	(講義) 技術者倫理
11:00	(講義) 科学技術動向	15:00	(講義) 科学技術動向
11:30	確認試験	15:30	確認試験
11:45	自己採点及び提出	15:45	自己採点及び提出
12:00	講習会終了	16:00	講習会終了

(5) 講習会の開催場所

講習会は、指定登録機関の統括本部、地域本部、関東甲信地域における県支部、及び沖縄県等で実施する。地域本部においては、傘下の県支部での開催も検討する。受講者の利便性を鑑みて、勤務地や居住地にとらわれず、全国いずれの会場でも受講を可能とする。

(6) 講習会の開催日程

一会場あたり少なくとも年 1 回、必要に応じて複数回開催（上期、下期各 1 回など）する。また参加機会を増やすため、開催日程については近隣の都府県と調整する。日程は、年初に全て公表する。

(7) 講習会のフロー（まとめ）

以上をまとめた講習会のフローを図 - 3 に示す。

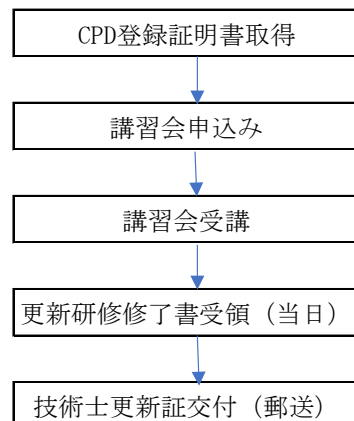


図 - 3 講習会のフロー

(8) 受講対象者数の推計

実際に受講する技術士の数を把握することが、開催回数、会場の規模を検討していくうえで重要となる。技術士登録者は、2019年3月末現在92,073名であり（部門重複を除いた実数）、このうち技術士として活動し更新手続きを行うと考えられる数を推計する。推計に当たっては、2006年に本会が実施した「技術士登録内容確認調査」をベースとする。この確認調査は当時の非会員技術士（総数45,608）を対象に実施され、死亡・廃業の連絡及び調査票未着返信となったものが25%を占めた。このことから非会員の技術士は75%、正会員は100%受講すると仮定した。

表 - 16 受講者数の推計

分 類	対象人数（人）	想定受講率（％）	想定受講者推計（人）
非会員	76,864	75	57,648
正会員	15,209	100	15,209
合 計	92,073	—	72,857

この推計値によれば、各年度の受講予定者は15千人（73千人÷5年）程度となる。今後、更新制度が具体的になった段階で官報も含めどのように公報し、未着返信者を減じていくかも課題である。

(9) 更新費用の積算

登録費用5,000円、講習会受講料10,000円（いずれも税別）としているが、今後受講者数のより精度の高い推計を実施し、講義内容を詰めていく段階で精査を行う。

3.5.3 CPD

(1) 基本方針

更新に必要なCPDの時間と内容を明らかにするとともに、関係法人が行っているCPD登録の互換性の確保と幅広いCPD機会の提供等について検討を行った。

(2) 必要なCPD時間と内容

継続的な資質の向上のためには少なくとも年間20時間は必要との方針の下、更新期間の5年間でCPD100時間を必須とした上で、年度ごとの時間数をどのようにするか3つの案で比較検討を行った。

- ① 5年で計100時間（例えば1年間100時間、残り4年間は0時間）
- ② 年10時間以上、5年で100時間
- ③ 年20時間以上、5年で100時間以上

議論を重ねた結果、①は継続研鑽の観点から好ましくないが③のように厳格

でなくても趣旨を満足するとの考えに基づき、継続研鑽の実効性は確保できるとの考えで②が適当とした。

また、技術士が備えておくべき技術者倫理及び技術士制度、科学技術の動向については、更新講習（以下「講習会」）において必須事項とすることから、CPD への義務付けは必要としないとした。

（3）CPD の互換性の確保

CPD 登録を実施している各法人の CPD ガイドラインの比較検討を行ったところ、基本的な事項に関して共通性が確認された。このことから各法人の CPD の互換性を確保するため、文部科学省が本会の「技術士 CPD ガイドライン」を基本に「技術士 CPD 時間認定基準※」を定め、これに適合した CPD ガイドラインを有する法人を「文部科学省認定技術士 CPD 登録法人」（以下「認定法人」）に認定する案とした。これにより、CPD 時間の判定は各認定法人の有する基準によって行われることとなり、認定法人の自主性を尊重しつつ CPD の互換性を確保できる。

※認定する CPD の範囲を分類・整理したもの。例えば①講習会のように能力を獲得する活動②特許を取得するなどの実務を通じた活動③公的な機関の委員を務めるなどの社会貢献活動を CPD 時間と規定する。

（4）CPD 登録の証明

講習会を受けようとするものは、認定法人が発行する 5 年間 100 時間を満足する「CPD 登録証明書※」を添えて申請し、その承認を受けることで講習会の受講が認められる。

なお、複数の認定法人が発行する CPD 登録証明書を合算して提出する場合、5 年間の CPD が複数の認定法人に重複して登録されるケースが考えられることから、それぞれの法人による証明期間の重複は認めないとした。

※認定法人が対象者の CPD 登録を証明するもの

（5）複数部門保有者の CPD の扱い

CPD は一般共通課題が重要な研鑽内容と位置づけられていることから、複数部門保有者については、それぞれの部門ごとに CPD を求めないとした。

（6）CPD による講習会免除の扱い

一定以上の CPD 時間の習得者については講習会を免除してはどうかとの意見があったが、講習会が自己研鑽にゆだねることができない必須事項についての研修として行われることから、免除することは適切でないとした。

（7）幅広い CPD 機会の提供

海外や地方等の遠隔地においては CPD 機会が限られることから、すべての技術士に CPD 機会を幅広く提供する目的で、本会が技術士 e ラーニング制度を創設する方向で検討を進める。現在も Pe-CPD の Web 視聴システムが存在するが、部門毎の偏りがなく、より多くの技術士に活用してもらえる本格的なシステムを構築する。また、CPD 登録を行う技術士が大幅に増加することが考えられるので、現行の登録システムを改良し処理能力の大幅アップ、利便性の向上を考える。

さらに CPD の質を確保する観点から、本会は「プログラム認定制度」の導入を検討する。

(8) 講習会及び業務の扱いに係るパブリックコメントの意見に対して

更新講習を CPD 時間に認めてほしいとの意見については、CPD 登録証明書は過年度の CPD を添えて講習会の受講を申請することになっており、次回の更新において CPD 時間として認めることとした。また、業務を CPD に認めるべきという意見については、諸外国においても CPD として認められていないこと、2011 年のガイドライン改定時に登録可能な業務経験の特許や表彰などに限定した経緯があることから認めるべきではないとした。

(9) 今後の検討事項

更新に必要な CPD を円滑に運用していくためには、下記の課題について具体的な検討を進めていく必要がある。

- ・技術士 CPD 時間認定基準の策定（文部科学省による）
- ・プログラム認定制度導入の検討
- ・技術士 CPD ガイドラインの改定
- ・本会の保有する CPD 登録システムの改善
- ・本会 e ラーニングシステムの再構築と新たな制度設計

3.6 今後の課題

今期の検討で、更新制度導入にあたって決めておかなければならない事項に関して概略の検討を行ったが、今後も本委員会で継続して検討を行い、文部科学省をはじめとする関係省庁、学識経験者などとの協議を進め、より制度の趣旨に相応しい形にして行く。

更新制度に関しては、今期文部科学省技術士分科会に継続研さん・更新の検討を行う作業部会（以下「作業部会」）の設置が決まったことから、本委員会での検討経過を作業部会で積極的に発信し、早期の更新制度導入を目指す。

4. 技術士補の在り方

4.1 技術士補制度の現状と課題

技術士法によれば、技術士補は以下のことが規定されている。

- ① 技術士第一次試験に合格し、又は指定された教育課程を修了し、同一技術門の補助する技術士を定めて、法定の登録を受けていること。
- ② 技術士補の名称を用いて、技術士の業務を補助する業務を行うこと。
- ③ 技術士補は、技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して業務を行ってはならないこと。

1984年に技術士補制度が発足して以来、2019年3月末現在技術士補の登録者数は、約36,000人となっている。また、技術士補とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、法第32条第2項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、技術士の行う業務について技術士を補助する者となっているが、その法目的と現状が乖離している可能性もある。

一方、技術士になるためには、技術士第二次試験に合格することが必要であり、第二次試験の受験資格（総合技術監理部門を除く）として、以下の3つのルートがある（図-4）。

- a. 技術士補に登録して以降、技術士補として4年を超える期間技術士を補助している。（2018年度実績で受験者全体の1.2%で減少傾向）
- b. 職務上の監督者*2の下で、科学技術に関する業務について、4年を超える期間従事している。（同3.8%で増加傾向）
- c. 科学技術に関する業務について、7年を超える期間従事している。（同95.0%）

上記の数字が示すように、大多数の者が7年以上のルートを選択しているのに対し、技術士補のルートの選択者は極めて少なくこの傾向は年々強まっております。技術士補制度の意義は薄れ前期報告にて廃止も検討すべきとの提案がなされた。

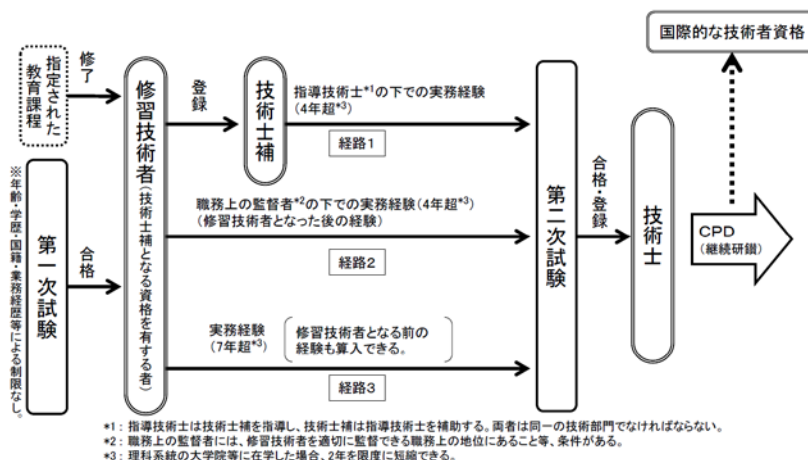


図-4 技術士試験の仕組み

4.2 アンケート調査の実施と分析

今後の方向性を検討するに当たっては、会員の声を聞くことが不可欠と考えアンケート調査を実施した。調査期間は2017年12月21日～2018年1末日までとし、ホームページ上に掲載した結果1,571人から回答が寄せられた。結果の抜粋を図-5に示す。(アンケート結果の詳細は、本会HP参照)

回答者の90%を正会員が占め、部門では建設部門が最も多く、年齢は40代・50代が各々30%以上と最も多く、次いで60代が23%を占めた。技術士補に登録したことのある技術士は、全体の27%にとどまった。登録時の年齢は、30代、40代が各々35%以上と最も多く、回答者全体で示した年齢より10歳程度レンジが低くなっている。このことから現在の年齢から10年くらい前に、技術士補の登録を行った者が多かったと推定される。技術士補としての経験年数は、5年未満が43%と最も多く、次いで5年以上10年未満が29%、10年以上15年未満が10%となるが、15年以上の者も一定数存在する。以下主要な項目に関して、データの分析結果を示す。

(1) 技術士補を「登録した」あるいは「登録しなかった」理由

技術士補の登録目的は、技術士補制度本来の目的である「技術士になるためのステップ」と「第二次試験を早く受験しようと思った」を合わせると62%と最も多くなった。一方で「メリットがあると感じたから」が30%を占めた。このメリットの内訳は、「名称が使用できる」が39%と最も多く、「手当の増につながる」が24%、「業務で必要」が8%を占めている。技術士補とは、「技術士補の名称を用いて技術士の業務について技術士を補助する者」であるが、その狙いとは異なる活用がなされている状況が見受けられる。技術士補に登録しなかった理由としては、「実務経験が7年以上あった」が43%と最も多く、第二次試験を早く受験できるメリットが少なかったことが伺える。これは第一次試験合格者の平均年齢(2018年度33.1歳)からもわかるように、合格者の多くはすでに7年以上の実務経験を積んでいることも要因である。

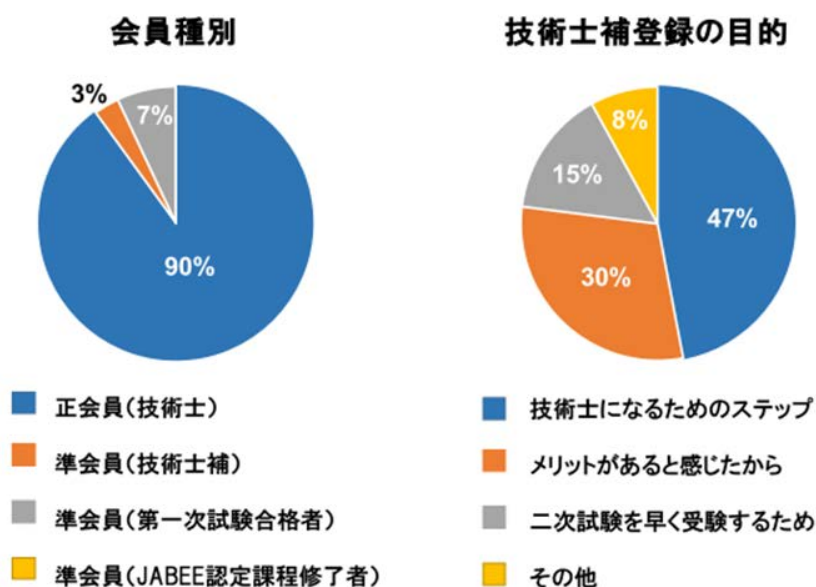
(2) 技術士補の「継続」あるいは「廃止・見直し」について

技術士補制度の継続あるいは見直しについては、「見直すべきである」とする意見が80%と高率となり、「継続すべきである」の20%を大きく上回った。見直しの方向性については、「第一次試験合格者(JABEE認定課程修了者を含む)は『(仮称)修習技術士』として技術士を目指す」との意見が最も多かった。一方で、技術士補は技術士となるのに必要な技能を修習するためだけでなく、継続的に技術士補の名称を用いて活動することが可能となるようにすべきという意見もあった。その他、「部門限定を廃止し、どの部門の技術士でも登録可とするなど」指導技術士の制限を緩やかにするとする制度改正を望む意見と、「廃止する」とする意見が各々半数程度出された。

(3) 初期の能力開発（IPD：Initial Professional Development）について

「IPD は必要」という意見が 19%あり、最も多かった。しかし、「実施支援の環境づくりが必要」、「IPD は必要ない」、「意識したことがない」などの意見も出されている。これは IPD そのものの理解が進んでいないこと、及び IPD と第二次試験合格のための受験勉強とが混同されていることが原因の一つと考えられる。

技術士補アンケート結果（その１）



技術士補アンケート結果（その２）

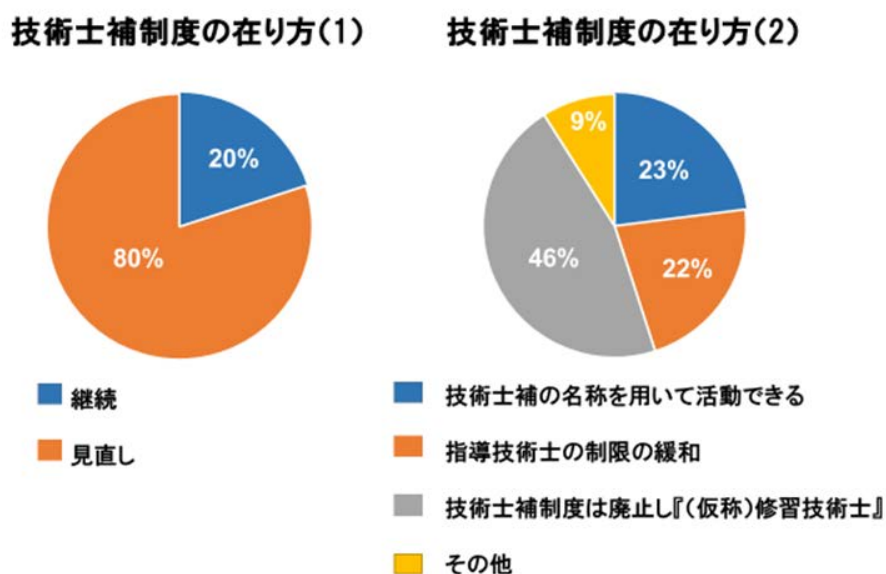


図 - 5 アンケート結果（抜粋）

4.3 今後の課題

(1) 名称変更について

技術士補制度に関して、技術士を目指すという本来の法目的とは異なった理解がなされているという状況があることも判明した。これは技術士補の資格により、一定の業務を行っているような印象を与えることに起因していると考えられる。技術士補が実施できる業務を明確にし、インセンティブを付与すべきとの意見や技術士補制度を継続すべきとの意見も一定程度あったことから、技術士補制度そのものを廃止するのではなく、「(仮称) 修習技術士」と呼称変更することで技術士になるためのステップであることを明確にすることが考えられる。

(2) 登録期間の制限

技術士補から技術士へ昇格した者のデータを分析すると、多くが12年目までに合格し15年を過ぎるとその数は極端に減少している。今回のアンケートでも、多くの者が技術士補として10年程度の経験を経て技術士となっている状況が窺える。このことから技術士補の名称を維持した場合でも、その活動できる年数を15年程度に制限し、第二次試験合格を促進するという方策も考えられる。

(3) 指導技術士制度の見直し

技術士補制度を活用して登録後4年で技術士となる受験資格を得るルートの利用者が少ない理由の一つとして、指導する同一部門の技術士が確保しにくい現実があると考えられる。一方でもう一つのルートである職務上の監督者には、同様の規定が適用されない。技術士補制度の存続・見直しの如何に関わらず、指導技術士の技術部門を特に限定しない方向に変更して行くことが必要である。

(4) 初期の能力開発 (IPD) の実施について

技術士が行う資質・能力の向上がCPDであり、修習技術者が行う資質・能力の向上がIPDである。前者は自立して業務を遂行する能力を向上させるための活動であり、後者はその資質・能力の獲得を目指して行う活動である。技術士を目指すためにはIPDの実施が不可欠であり、IPD支援の拡大、充実が必要である。本会では、「修習技術者のための修習ガイドブック」(修習技術者支援委員会編)を作成し修習活動内容を明らかにしている。今後はIPDの必要性を周知する活動を行うとともに、その実践の拡大を目指していく。

(5) 在学中の第一次試験受験の奨励

近年、在学中に技術士第一次試験を受験する学生が増加傾向にあり、2018年度では、在学中の受験者が2,885人と全体の約15.4%を占め、その合格者も1,282人で全体の約20.0%となっている。在学中に第一次試験に合格し大学院の課程修了で実務経験を2年間短縮できる制度を活用すれば、極めて短期間の実務経験で第二次試験の受験資格を得ることができる。

技術士補制度の検討からは離れるが、本制度はそもそも「若手技術士の増加」を法目的に導入されたものであることから、在学中の第一次試験受験を奨励す

ることも重要である。本会では大学等に出向いて技術士制度の説明を行う活動も実施しているが、在学中の受験の促進策についても大学技術士会等との連携を含め検討していく必要がある。大学など在学中の学生の受験を促進することにより、若手技術士の増加に繋がることが期待される。

5. 技術士の国際通用性について

5.1 基本認識

技術士の国際資格としては、APEC エンジニアと IPEA 国際エンジニア (IntPE) がある。2018 年 6 月時点での我が国の技術士の登録件数は APEC エンジニアが 999 件、IPEA 国際エンジニアが 286 件であるが、5 年毎の更新の度に約半数が更新しないことから全体として減少傾向にある。

最近の国際プロジェクトにおける技術士及び APEC エンジニアの活用状況の調査を行ったが、ODA の調査関係で実績が僅かあったのみである。技術士に対するヒアリングでも同様の声が多く、国際的な活用が進んでいるとはいいがたい状況である。この状況を打開するための施策としては、①技術士資格の国際通用性の向上を図る、②官民一体となつての活用促進が挙げられる。

(1) 技術士資格の国際通用性の向上

技術者の国際流動性を高めるには、客観的な指標による技術者の資質能力の把握が不可欠である。このため、IEA では、技術者のカテゴリー (professional engineer、technologist、technician) 別に、教育基準 (GA:graduate attribute) と能力基準 (PC:professional competence) を定め、エンジニアの国際的相互認証枠組みである APECEA (APEC エンジニア協定) 及び IPEA (国際エンジニア (IntPE) 協定) では、2013 年以降、GA 及び PC によりエンジニアの審査登録を行うこととしている。さらに IEA は、各国のエンジニア資格自体が PC に準拠していることがより合理的であるとし、自国のエンジニア資格が PC に準拠していれば、国内資格をもって、APEC エンジニア及び IntPE の審査に代え得るとする協定改正が 2018 年 6 月のロンドン総会の議案として上程された。総会では、申請者個人単位で IEA の PC に合致しているか否かを審査する従来の方法に加え、各国のエンジニア資格自体が PC に準拠していれば、自国のエンジニア資格をもって、APEC エンジニア及び IntPE の審査に代え得るとする方法も採択した。今回提示された協定案では「グループ 1、グループ 2」あるいは、「カテゴリー 1、カテゴリー 2」といった区分の表現はなされていないが、協定の具体的な表現方法については各国のコメントを更に募ることとされた。また、各国のエンジニア資格が PC に合致するか否かのレビュー方法については、ワーキンググループを編成して検討することとなった。

日本はこれら 2 協定の加盟国として、APEC エンジニア及び IntPE の審査登録を行ってきているが、技術士第二次試験では、PC のうち、課題解決力 (平成 24 年度以前の試験)、マネジメント力、評価力の評価方法を厳格に定めていなかったため、APEC エンジニア及び IntPE の登録申請時にこれら 3 つの能力を含めた業績レポートを提出してもらい、PC の審査を行っている。こうした状況に対処するため、「技術士分科会」は IEA の PC に準拠した技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー) を新たに策定し、2019 年度からは、コンピテンシーの評

価を基本に技術士試験を実施することになっている。

(2) 活用促進策

現在、APEC エンジニアを技術士又は CPE (Chartered Professional Engineer) として登録出来る相互認証協定をオーストラリアとの間で結んでいるが、活用実績は乏しい。APEC エンジニアの活用には、相手国内での APEC エンジニアの認知度を上げる必要があり、その関係での二国間協力の推進は今後の課題の一つと考えられる。TPP 協定案の中に、エンジニアリングサービスに関する規制緩和が盛り込まれており、今後どう展開されるか注視していきたい。

5.2 今後の課題

更新制度については、我が国のみが採用していないという現状を見れば、国際通用性確保の観点からも導入は必須と考えられる。また、導入と合わせて、各国で実施されているように技術士の更新名簿の公開を行う必要もある。

IEA 総会で議論された「各国のエンジニアリング資格と PC の関係による APEC エンジニア及び IntPE の審査方法の代替案（例えば、技術士を持っていれば IEA の PC を満たしていると思なすような方式）」については、引き続き IEA 及び各国の動向を注視していく必要がある。

TPP 協定で国境を超えるエンジニアサービスに関する規制緩和が規定される中（TPP 協定書 第 10 章 附属書 10-A 自由貿易サービス）、海外での技術士の活用という観点だけではなく、海外のエンジニアの受け入れという点でも、技術士の国際通用性についての議論を展開していく必要がある

6. 資格の活用

6.1 現状と課題

技術士資格の公的活用に関しては、2018 年度末現在、中央省庁の所管資格について 18 の資格で技術士等の活用が認められている（表 - 17）。また、技術士及び技術士第二次試験合格者に対し、主な公的資格取得上の免除等が認められている（表 - 18）。現在、建設系の一部分野を中心に、技術士資格を業務資格や業務執行の要件としている。

しかし、現状のままでは資格の活用が十分に行われているとはいえず、結果として社会での技術士の認知度や評価が低いことにも繋がっている。技術士制度活性化のためには資格の活用拡大が極めて重要であり、後述の「技術士資格の活用に関する要望」の実現に向けさらなる検討を行った。

6.2 要望項目の精査

技術士資格の公的活用については、他の資格との同等性等の観点から、本会の「活用促進委員会（施策提言グループ）」が 2013 年から 2014 年にかけて検討を行い、2015 年 5 月に取りまとめを行った。既存の公的資格において技術士が公的活用、公的資格取得上の免除等を受けている資格（表 - 17、18）、更に施策提言グループの検討結果に基づいた本会の各部会の意見も加え、今後の「技術士資格の活用に対する要望」を取りまとめた（表 - 19）。これらの要望について関係者の意見を聞きながら精査を行い、関係省庁への働きかけが可能と考えられるレベルにまで資格を絞り込んだ。

この過程で、複数の資格名称が一つの要望としてまとめられていたものもあり、実際の要望項目数としては 28 項目となった。この 28 項目について、①提案分野、②資格名称、③所轄官庁、④根拠法令等、⑤学歴の定め、⑥実務経験、⑦取得平均年齢、⑧名称独占、⑨業務独占、⑩更新制度、⑪資格取得者数、⑫技術士の活用方法、⑬技術士資格と比較した難易度、⑭活用方法の評価について、提案を行った部会に検討を依頼し整理した。

上記の過程をふまえ、以下の 7 項目について、具体的な提案及び要望書（案）として整理した。

- ① 「医薬品等総括製造販売責任者等」「製造管理者等ならびに責任技術者等」「体外診断用医薬品の製造所における管理者」の資格要件として「技術士（生物学部門）」の追加要望
- ② 「作業環境測定士」試験科目の免除資格として「技術士（環境部門（環境測定））」の追加要望
- ③ 「生産業務等安全主任者」の資格要件として「技術士（生物学部門）」の活用要望
- ④ 「公害防止管理者（水質関係）」の受講資格として「技術士（生物学部門）」

の追加要望

⑤「環境計量士」の資格登録に必要な要件として「技術士（環境部門）」の追加要望

⑥「廃棄物処理施設技術管理者」の資格取得要件として「技術士（環境部門）」の追加要望

⑦「昇降機型式適合認定」の審査業務における「技術士（機械部門）」「技術士（電気電子部門）」の活用要望

また、追加提案として、近年の製造業で発覚した製品検査の不正問題、品質データ偽装問題の解決に向けて技術士の活用拡大を図るべきとの意見が出され、「自動車完成検査における技術監査への技術士（機械部門）の活用要望」としてまとめた。近年の社会情勢を考慮すると意義のある提案事項であることから、今後更に検討を進めていくこととした。

6.3 今後の課題

今回は過去の要望項目を精査し、具体的な提案及び要望書（案）となるよう整理したが、今後はこれを基に、関係省庁・業界への働きかけを進めて行く必要がある。また、各部会に対しては上記以外の要望項目抽出を依頼しており、これについては今後追加検討を行っていく。

また、本会では種々の活動を通じて、「技術士が技術士として誇りを持って社会に貢献する」（会長所信表明）ことを目指している。現在も継続実施している以下の 2 つの活動に関しては、技術士の位置付けを明確にし、より活躍の場が拡大するよう取り組んでいきたい。

(1) 司法支援活動

最高裁判所との協議を通じて裁判所の専門委員等として司法支援活動を行っているが、例えば「不正競争防止法の改正法（2018 年 5 月 30 日公布）」における証拠収集手続について、技術士も専門委員として関与できるよう関係省庁等へ働きかけていくこととしたい。

(2) 技術者倫理

本会に「倫理委員会」を設置し、技術士及び技術者倫理の啓発に取り組んでいる。近年、技術者に対する倫理教育が重要な課題となってきたことから、企業、大学等における倫理研修、倫理教育等へ講師として派遣するなど、技術者倫理教育に関する技術士の支援を拡大すべく関係方面に働きかけていくこととしたい。

資格が活用される場があつてこそ技術士制度が活性化し、更新制度をスタートする意義も高まってくる。今後、資格活用に関しては設置が決まった「技術士資格活用委員会」が中心となり、産業界、学協会とも連携を取りながら活動を行っていくこととなる。

表 - 17 技術士資格の公的活用

(1) 中央省庁

所管省庁	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(調達する作業内容ごとの人材に関する要求要件)	技術士	情報工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
厚生労働省	水道の布設工事監督者(水道法)	第二次試験 合格者	上下水道(上水道及び工業用水道,水道環境)(ただし1年(簡易水道は6ヶ月)以上の水道に関する技術上の実務経験)
	労働災害防止のため建設工事などの計画に参画させる有資格者(労働安全衛生法)	第二次試験 合格者	建設
	労働契約期間の特例(専門的知識等を有する労働者)(労働基準法)	技術士	全技術部門
農林水産省	土地改良事業の審査のため農林水産省等が委嘱する専門技術者(土地改良法)	第二次試験 合格者	農業(農業土木,農村地域計画,農村環境)
〃(林野庁)	森林整備保全事業に係る現場技術業務の管理技術者(森林整備保全事業に係る現場技術業務委託実施要領)	技術士	森林(森林土木,林業,森林環境)
〃(〃)	森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領に定める技術者(森林整備保全事業の調査、測量、設計等を外注する場合の取扱要領)	技術士	森林(森林土木)
経済産業省	ダム水路主任技術者の選任の許可の要件(電気事業法)	第一次試験 合格者	建設
		第二次試験 合格者	建設, 農業(農業土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
〃(中小企業庁)	中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家として登録される専門家(中小企業支援法)	技術士	全技術部門
国土交通省	設計管理者(鉄道土木、鉄道電気、車両)(鉄道事業法)	第二次試験 合格者	機械, 電気電子, 建設
	宅地造成工事の技術的規準(擁壁、排水施設)の設計者(宅地造成等規制法)	第二次試験 合格者	建設
	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者(下水道法)	第二次試験 合格者	上下水道(下水道)
	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者(建設業法)	第二次試験 合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道, 衛生工学, 農業(農業土木), 森林(林業,森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者(建設業法)	第二次試験 合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道, 衛生工学, 農業(農業土木), 森林(林業,森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者(建設コンサルタント登録規程)	技術士	機械(機械設計,材料力学,機械力学・制御, 動力エネルギー,熱工学,流体工学,交通・物流 機械及び建設機械,ロボット,情報・精密機器), 電気電子, 建設, 上下水道(上水道及び工業用水道, 下水道), 衛生工学(廃棄物管理), 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木), 応用理学部門(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者(地質調査業登録規程)	技術士	建設(土質及び基礎), 応用理学(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
	開発許可申請の場合の設計者(都市計画法)	第二次試験 合格者	建設, 上下水道, 衛生工学(ただし宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験)
国土交通省 ・環境省	公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者(下水道法)	第二次試験 合格者	上下水道(下水道), 衛生工学(水質管理,廃棄物管理(汚物処理を含む))

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

(2) 地方自治体

自治体名	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
大阪府 埼玉県 千葉県 市原市 川崎市 那覇市 他	廃棄物処理施設の技術管理者	技術士	化学, 上下水道, 衛生工学, その他の技術部門(ただし1年以上の実務経験)
東京都環境局	指定地球温暖化対策事業所の技術管理者(環境確保条例)	技術士 (省エネルギー診断を実施する能力を有していること及び都の定める講習会修了者)	機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境, 総合技術監理(機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境)
東京都環境局	東京都1種公害防止管理者(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	技術士 (東京都1種公害防止管理者講習会修了者)	全技術部門
各都道府県等	被災宅地危険度判定士	第二次試験合格者 (被災宅地危険度判定士講習会修了者)	建設, 上下水道又は衛生工学(2年以上の宅地開発に関する実務経験)

(3) その他

所管	資格の名称	区分	内容
裁判所	裁判所 (鑑定人、専門委員、調停委員)	技術士	各裁判所から鑑定人等の推薦依頼があった場合など、下記の司法支援を行なう。 採用が決まると裁判所との間で個人契約となる。 (1) 鑑定人 求められた鑑定事項に専門家の立場からの意見を述べる。鑑定書の提出を求められるのが一般的である。年齢制限はない。 (2) 専門委員 裁判所が任命する非常勤の裁判所職員(特別職の国家公務員)として、指定を受けた事件について各訴訟手続きで必要な専門的知見に基づく説明を行う。任期 2 年で、年齢制限はない。 (3) 調停委員 身分は、専門委員と同様に裁判所が任命する非常勤の裁判所職員で、裁判官と調停委員により構成される調停委員会のメンバーとして、訴訟よりは簡易な手続である調停に専門家の立場から関与する。40 歳以上 70 歳未満の年齢制限がある。
林野庁	地域林政アドバイザー	技術士 (森林)	市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。(あくまで施策の企画立案や所有者等への指導といった施策にかかわる事務を対象としており、単なる巡視などの単純な事務は対象としない。) ①伐採・造林の指導・監督補助(現地確認、事業体指導) ②森林経営計画の認定支援(現地確認、事業体指導) ③民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援 ④市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助 ⑤森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス (新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新) ⑥路網の整備・管理計画の策定 ⑦市町村森林計画及び構想の作成支援

表 - 18 他の主な公的資格取得上の免除等

所管省庁	資格の名称	免除事項	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	消防設備士(甲種・乙種)	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 衛生工学
		甲種受験資格を認定		全技術部門
	消防設備点検資格者(特種・第1種・第2種)	受講資格を認定	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 上下水道, 衛生工学
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	受講資格を認定	技術士	機械, 電気電子, 上下水道, 衛生工学
	労働安全コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械, 船舶・海洋, 航空・宇宙, 電気電子, 化学, 金属, 資源工学, 建設, 農業(農芸化学, 農業土木), 森林(森林土木), 経営工学(生産マネジメント)
		受験資格を認定		全技術部門
	労働衛生コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	衛生工学
		受験資格を認定		全技術部門
	作業環境測定士(第1種・第2種)	筆記試験一部免除	技術士	化学, 金属, 衛生工学, 応用理学
		受験資格を認定	第二次試験合格者	全技術部門
厚生労働省・環境省	廃棄物処理施設技術管理者	申請資格を認定	技術士	化学, 上下水道, 衛生工学 上記技術部門以外は、1年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務経験
経済産業省	中小企業診断士	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	情報工学
	ボイラー・タービン主任技術者(第1種・第2種)	申請資格を認定	第二次試験合格者	機械 (第1種: 第二次試験合格後にボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わる6年以上の実務経験、うち発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わる6年以上の実務経験、うち、圧力 5,880 キロパスカル以上の発電用の設備に係わる3年以上の実務経験) (第2種: 第二次試験合格後にボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備(最高使用圧力が98キロパスカル以上のもの)の工事、維持又は運用に係わる3年以上の実務経験、うち発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わる3年以上の実務経験)
〃 (特許庁)	弁理士	筆記試験(論文式)一部免除	技術士	全技術部門
国土交通省	気象予報士	学科試験免除	技術士	応用理学(3年以上の予報業務に従事)
	土木施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子, 建設, 上記を選択科目とする総合技術監理
	管工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	機械(熱工学, 流体工学), 上下水道, 衛生工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気通信工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子, 上記を選択科目とする総合技術監理
	造園施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	土地区画整理士	学科試験免除	第二次試験合格者	建設(都市及び地方計画)

所管省庁	資格の名称	免除事項	区分	該当技術部門（選択科目）
国土交通省	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)に基づき、技術者資格登録簿に掲載の資格			
	地すべり防止工事士	一次試験一部免除	技術士	建設(土質及び基礎、河川、砂防及び海岸・海洋、道路)、農業(農業土木)、森林(森林土木)、応用理学(地球物理及び地球化学、地質)、環境
国土交通省	※その他下記の資格においても受験資格、受講資格の認定等の優遇措置あり。 上級土木技術者(コースA)(鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通)、 上級土木技術者(コースB)(鋼・コンクリート、地盤・基礎、河川・流域、海岸・海洋、トンネル・地下、橋梁)、 1級土木技術者(コースA)(鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通)、 1級土木技術者(コースB)、(鋼・コンクリート、地盤・基礎、河川・流域、海岸・海洋、トンネル・地下、橋梁)、 道路橋点検士、道路橋点検士補、構造物診断士(1級・2級)、土木鋼構造診断士、土木鋼構造診断士補、 コンクリート構造診断士、コンクリート診断士、砂防・急傾斜管理技術者、空港土木施設点検評価技士、 登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、下水道管路管理主任技士、高速道路点検診断士(土木)、舗装診断士、 地盤品質判定士、1級ビオトープ施工管理士、1級ビオトープ計画管理士、道路標識点検診断士			
(公社)日本推進技術協会	推進工事技士	一次試験免除	第二次試験合格者	建設、上下水道
(一社)日本道路建設業協会	舗装施工管理技術者(1級・2級)	受験資格を認定	第二次試験合格者	建設 (1級:1年以上の指導監督の実務経験) (2級:年数は問わないが実務経験が必要)
環境省	環境カウンセラー	登録審査の加算要素の一つとして認定	技術士 技術士補	環境、衛生工学等環境関連部門
経済産業省 環境省	特定工場における公害防止管理者(ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設)	受講資格を認定	技術士	機械(機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、 化学、金属(鉄鋼生産システム、非鉄生産システム)、 上下水道、衛生工学(大気管理、水質管理)、 農業(農芸化学)、応用理学(物理及び化学)、 環境(環境保全計画、環境測定)

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

表－19 技術士資格の活用に関する要望一覧（過年度）

No.	所管省庁	現状	提案内容	効果	提案者 部門
1	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十七条（医薬品等総括製造販売責任者等の設置）に規定する「医薬品等総括製造販売責任者」「医薬品製造管理者」「医薬部外品等責任技術者」について、薬剤師を必要としないものとしては「薬剤師以外の技術者」とされており、同施行規則第百十四条の四十九（医療機器等総括製造販売責任者の基準）においては、大学等で専門の課程を修了した者との規定にとどまっている。	薬剤師を必要としない「医薬品等総括製造販売責任者」「医薬品製造管理者」「医薬部外品等責任技術者」の要件の一つとして技術士の生物工學部門（全選択科目）を加える。	選任に必要な資質等が明確になり、選任作業が円滑に進む。	生物工学
2	厚生労働省	「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査業」の「水質検査実施者」として、技術士（水道部門もしくは衛生工學部門に限る）が指定されている。	「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査業」の「水質検査実施者」として、生物工學部門も追加する。	登録に門戸を開くことによって、水質検査実施者の養成が円滑に進められる。	生物工学
3	厚生労働省	作業環境測定士（一種、二種）の資格要件は以下のように定められている。技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者は受験可能。免除科目は技術士（化学部門、金属部門又は応用理学部門に限る。）の登録を受けた者（作業環境について行う分析に関する概論）、技術士（衛生工學部門に限る。）の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの（作業環境について行う分析に関する概論と選択分野の放射性物質以外）	技術士（衛生工學部門又は環境部門（選択科目：環境測定）に限る。）の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの（作業環境について行う分析に関する概論と選択分野の放射性物質以外）	作業環境測定士の測定分析業務の信頼性を担保できる。	環境
4	経済産業省	公害防止管理者等の資格の中の、水質第3種・第4種の資格認定講習の受講資格として、化学部門（全選択科目）、上下水道部門（全選択科目）、衛生工學部門（水質管理科目）、農業部門（農芸化学科目）、応用理学部門（物理及び化学科目）、環境部門（環境保全計画、環境測定科目）が指定されている。	公害防止管理者等の資格の中の、水質第3種・第4種の資格認定講習の受講資格として、技術士の左記部門に加えて、機械部門（全選択科目）及び生物工學部門（全選択科目）を加える。	資格認定講習の受講資格を広げることにより、生物災害防止に知見を持つ責任者の養成が円滑に進められる。また施設管理の信頼性向上が期待できる。	機械 生物工学
5	経済産業省	経済産業省が所掌している工業用水道、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、軽車両、船舶、高圧ガス保安施設、電気事業施設他の設計に関して、設計照査は技術士が行うとは定められない。	経済産業省が所掌している鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、高圧ガス保安施設他の設計に関して設計照査を行うこととする。詳細設計照査要領、仕様書等の発行、及び設計照査は「専門分野の技術士（機械部門）が行う」という項目を入れる。	当該施設等の品質の確保、及び安全性の向上が期待できる。	機械
6	経済産業省	高圧ガスの製造、販売、移動、消費において、高圧法で特に定める高圧ガスを取り扱う方等には資格が必要となる。資格を取得するための国家試験制度（高圧ガス製造保安責任者）がある。国家試験では、3科目（法令、保安管理技術、学識）の試験科目を受験する必要がある。（ただし、国家試験科目の一部が免除される講習の課程を修了（検定試験に合格）すると「保安管理技術」と「学識」の科目について、免除申請することができる）	技術士試験（機械部門）の合格者で、高圧ガスの取り扱いに関し1年以上の実務経験を有する者は、「保安管理技術」と「学識」の科目について試験を免除する。	水素エネルギーの導入拡大に伴う資格者の需要増に対応できる。	機械
7	経済産業省	計量士になろうとする者は、経済産業省令で定める計量士の区分ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる（法第122条）とされており、計量士国家試験に合格しただけでは計量士にはなれません。登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験に合格し、かつ、当該計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければなりません。・技術士（衛生工學部門に係る登録を受けている者に限る）の登録を受けていること。	・技術士（衛生工學部門又は選択科目を環境測定とする環境部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。		環境
8	国土交通省	国交省令「建築基準法に基づく指定資格検定期間等に関する省令第38条」で、エレベータ、エスカレータの型式適合認定は、指定認定された機関（財団法人日本建築設備・昇降機センター、財団法人日本建築センター、財団法人ベターリビング）に登録された認定員が行う旨、定められている。	エレベータ、エスカレータの型式適合認定員に技術士を加える	技術士は認定指定基準を満たし、エレベータ、エスカレータの安全性も向上することが期待できる。	機械
9	国土交通省	国土交通省所掌の建設業に関する機械器具設置設計（プラント設備設計、送水・排水施設設計、トンネル換気設備設計他）について、要領・特記仕様書等で技術士（業務に該当する部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMが設計照査を行うことが定められている。	国土交通省所掌の建設業に関する機械器具設置設計（プラント設備設計、送水・排水施設設計、トンネル換気設備設計他）について、設計照査ができるのは「専門分野の技術士（機械部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMが設計照査を行う」と変更する。	品質確保の向上、安全性の向上、技術士（機械部門）の業務拡大	機械
10	環境省	「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、技術士（化学部門、上下水道部門、衛生工學部門）は実務経験不要。上記部門以外は1年以上の実務経験要。	「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、機械部門及び環境部門についても実務経験不要とする。	施設全体の管理の視点から信頼性の向上に繋がる。	機械
11	財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に関わる安全管理体制における生産業務等安全主任者について、組換え体取扱い経験があることがその要件となっており、実際に生物災害が発生した時の的確な対応がなされる組織になっているとはいえない。	生産業務等安全主任者の要件の一つとして技術士の生物工學部門（全選択科目）を加える。	生産業務等安全主任者に必要な資質等が明確になり、生物災害の発生等を未然に防ぐことがより確実になる。	生物工学

7. 法改正について

本委員会における検討の過程で、制度設計の提案の実現性の観点から、法的な扱いについても併せて一定程度検討する必要が生じた。以下は、文部科学省技術士分科会制度検討特別委員会等における今後の法的検討の議論の一つの材料として、本委員会における法的検討の論点整理を試みたものである。制度改革に伴う法改正については、今後、文部科学省において法改正の要否、法改正の内容等について検討が進むことを期待したい。

7.1 更新制度

(1) 課題

- ① 国際資格、公共工事等において活用される資格には更新制度のあることが要件となりつつある。
- ② 法第 47 条の 2 に資質向上の責務が規定されているが、どの程度 CPD 活動を実践しているか履行状況を確認する仕組みがない。
- ③ 死亡や廃業の届出が徹底されていず登録者が把握できない。

(2) 法改正の論点整理

① 更新研修の義務化

法第 47 条の 2 の技術士の資質向上を確認するため、同条に次の趣旨の 1 項を加えてはどうか。

「前項の資質向上を図るため、技術士は、文部科学大臣の定めるところにより、指定登録機関が定める一月一日を始期とする五年間ごとに研修（以下、「更新研修」）を受けなければならないとすること」

注）本規定は「登録」自体の更新ではなく、あくまでも「更新研修」の義務化である。

② 更新研修義務の不履行者の処分

法第 36 条の 2 項（第 4 章（技術士の義務）の規定違反）に次の趣旨の 1 項を加えてはどうか。

「3 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣は、技術士が通知された年度の更新研修の履行義務に違反した場合、当該技術士が更新研修を履行するまでの間、技術士（更新）の名称の使用の停止を命ずることができることとする」

注）登録の取消しではなく、更新研修を修了すれば復帰可能とする。

③ 更新研修の事務の委任

更新研修の事務を委任できる規定を置いてはどうか。

「文部科学大臣は、更新研修の事務を指定登録機関に行わせることができることとする」

注）法第 54 条の日本技術士会の設立規定に「技術士の研修に関する事務を行う」旨の規定があることから、本会に更新研修事務を委任することも考えられる。

④ 更新研修の細目（文部科学省令の改正）

更に検討を要するが、更新研修の細目について文部科学省令で以下を定めてはどうか。

- a. 更新研修は、半日程度の更新講習と一定時間（100 時間/5 年必須）の CPD とする。
- b. CPD 登録については、文部科学省令で、法人が行う講習会等を認め（法人の認定手続が必要）、当該法人が発給する CPD 登録証明書を指定登録機関が確認する。
- c. 更新研修の修了者に対しては、指定登録機関が「技術士更新者名簿」を作成するとともに、「技術士更新証」を交付する。
- d. 長期疾病者や海外勤務者等については申請、審査により、一定期間更新講習を免除する。
- e. 複数部門登録者については、1 度の更新研修で済むよう配慮する。

7.2 技術士補

技術士補の登録者実数は 2019 年 3 月末で約 36,000 人であり、年間約 2,300 人が新規登録を行っている。従って、一定のニーズがあり、若手技術士育成の観点からも 4 年以上の実務経験で第二次試験の受験資格を与える仕組みは残す必要があると考えられる。

(1) 課題

- ① 技術士補制度が活用されていない（第二次試験申込者の 1.2%）。
- ② 部門限定のため指導技術士を見つけづらい傾向にある。
- ③ 技術士補は、将来技術士となるのに必要な技能を修習するものであるが、技術士補の名称を用い、技術士の補助以外の業務に従事している者が一定程度存在することも有りえる。

(2) 法改正の論点整理

① 技術士補の登録期間の制限

法第 32 条 3 項を修正し、技術士補の登録期間に制限を設けてはどうか。
「技術士補は、技術士補の登録を受けた日から起算して 15 年を経過したときは、技術士補の登録はその効力を失うとすること」

② 指導技術士の部門制限の撤廃

法第 32 条 2 項を修正し、指導技術士の技術部門について、合格した第一次試験の技術部門と同一の技術部門とする旨の規定を削除してはどうか。

③ 技術士補の名称変更

全関係条文において技術士補の名称を改め「修習技術士」としてはどうか。

8. おわりに

今回の検討過程においては、文部科学省に設置されている技術士分科会、制度検討特別委員会、国際的通用性検討作業部会において検討状況を積極的に発信し、関係機関、関係者への理解を深めるとともに多くのご示唆を頂いた。前期は特に国際通用性を基軸にした観点から、技術士制度の課題と今後どうあるべきかの議論が進められたが、我が国以外のほぼすべての国でCPDが義務付けられ、更新制度が定着していることが判明した。このことは国際化の時代において技術士が国内のみならず海外で活躍する上においても、更新制度の導入が不可欠であることを示していると言える。今期文部科学省に継続研さん・更新を検討する作業部会が設置される方向となったことから、引き続き本委員会で検討を進め早期の制度発足を目指していきたい。

技術士補制度については、法の趣旨が徹底できるよう名称変更や技術士補として活動できる年数を制限するなどの検討を今後更に進めていく。また、多数の意見があった指導技術士の部門限定の枠を外すことも検討する。

技術士資格の活用拡大は、技術士にとって大きな命題である。公的資格活用に関しては文部科学省と本会が中心となり、要望書（案）を基に与党技術士議員連盟における議論も踏まえながら関係省庁・業界に働きかけて行く。また民間での技術士資格活用拡大も大きな課題であり、本会が中心となって広く産業界とも協議を進めていく。これに関しては、全国の技術士とも連携しながら検討を進めていくことが重要であると考えている。

本報告では、4つの重点項目に関する基本的考え方を示したに過ぎない。今後は検討の熟度を上げて具体的な形に仕上げていく必要があり、本会会員以外にも公開し、幅広い意見をお聞きしながら「より良い技術士制度」の確立に繋げていきたい。

技術士分科会でまとめられた「技術士制度改革に関する論点整理（平成31年1月8日）」には、本会がどう活動していくべきかの方向性が示された。この内容を踏まえ今後は技術士制度検討委員会が主として更新制度について、技術士資格活用委員会が資格活用拡大について検討を行っていく。検討内容については広く技術士の皆様からの意見も聞いた上で、「技術士が技術士として誇りを持って、国内外で活躍できる制度」となるよう推進していきたい。

参考 1

「技術士制度検討委員会における審議経過」

本会においては、これまでも技術士資格の活用について「活用促進委員会」を設置し、その「施策提言グループ」を中心に施策提言の検討を進め、また、各部会レベルにおいても資格活用について検討を進めてきた。文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会（以下、「技術士分科会」という）の下に「制度検討特別委員会」が設置され、技術士制度の基本から検討が進められており、特に、2015 年に入り、技術士分科会において、技術士制度の在り方についての課題が整理され、同年 2 月 9 日、「今後の技術士制度の在り方について（中間報告）」（2015. 2. 9）が取りまとめられ、公表された。こうした文部科学省の動きを踏まえ、当会としても継続的に課題を検討し、より実効性ある制度構築がなされるよう支援することとし、2015 年 5 月 12 日、「技術士制度検討委員会」（以下、「制度検討委員会」という）を設置し検討を開始し、文部科学省等における制度検討に資するとともに、広く社会に貢献するため、検討結果を提言として発信していくこととした。

1. 第 I 期技術士制度検討委員会（2015 年 5 月～2017 年 6 月）

「技術士制度改革について（提言）－中間報告－」（2017. 6. 1）

制度検討委員会は、現行の技術士制度上の課題についての実態調査、対策の検討等の取りまとめを行い、技術士分科会における技術士制度の検討に当たって有効な情報提供、提言等を行うことを目的に 2015 年 5 月 12 日に設置された。

当初は技術士制度の課題について論点整理を行い、論点として、①技術士の現状把握（死亡、廃業や活動状況の把握）ができていないこと、②資質向上の責務が法定されているが（技術士法第 47 条の 2）、客観的な証明がなされていないことなど技術士の信頼性確保の観点から問題とされる課題が抽出された。これらの課題の解決策として、更新制の導入、更新にともなう CPD 活動の確認等が考えられることから、更新制の導入について、そのメリット、デメリットを整理するとともに、更新制を導入している弁理士、中小企業診断士など他の国家資格や米国の PE 制度（技術士制度に相当）等について調査を行った。

2016 年に入り、技術士分科会において、12 月 22 日に「今後の技術士制度の在り方について」（2016. 12. 22）が最終的な報告書として取りまとめられ、公表された。この報告書では現行の技術士制度の課題として、以下に示す 7 項目が掲げられた。

課題 1：更新制度の導入	課題 2：技術士補の在り方
課題 3：IPD への支援方策	課題 4：総合技術監理部門の在り方
課題 5：技術士資格の国際的通用性	課題 6：他の国家資格との相互活用
課題 7：産業界での活用促進	

制度検討委員会では、独自に検討を進めてきた技術士制度の課題とその解決策の検討に加え、上記の文部科学省の 7 つの課題について更に検討し、当会として検討すべき課題として以下に示す 4 つの項目を重点課題として抽出した。

- ①更新制度の導入
- ②技術士補の在り方と IPD 支援方策
- ③技術士資格の国際的通用性
- ④他の国家資格との相互活用

制度検討委員会では、これら 4 つの重点課題を中心に検討を進め、2017 年 6 月 1 日に「技術士制度改革について（提言）－中間報告－」（2017.6.1）を取りまとめた。この中間報告においては、現行の技術士制度が抱える問題点を抽出し、「個別課題の現状と今後の方向性」の検討に力点を置き、報告書については広く当会会員から意見を聴取するとともに、当会ホームページにおいて報告書を公表した。また、この提言については、技術士分科会をはじめとし、「与党技術士議員連盟」（添付の参考資料 4 参照）においても当会吉田克己会長（当時）から報告がなされた。

（参考）技術士制度検討委員会

※第Ⅰ期：2015 年 5 月～2017 年 6 月

- 山口 高士 （航空・宇宙）
- 河瀬 日吉 （建設）
- 北村 友博 （情報工学）
- 武田 隆司 （電気電子）
- 立石 秀樹 （機械）
- 東田 英毅 （生物工学）
- 徳川 和彦 （建設）
- 長崎 均 （建設）
- 林 誠一 （化学）
- 山崎 宏 （金属）

注）○印は委員長、括弧は技術部門

2. 第Ⅱ期技術士制度検討委員会（2017 年 7 月～2019 年 6 月）

「技術士制度改革について（提言）－中間報告その 2－」（2018.11.7）

『技術士制度改革について（提言）「最終報告」』（2019.5.8）

制度検討委員会は、2017 年 7 月から第Ⅱ期に移行し、検討を加速させるため、中川裕康副会長を委員長とするとともに委員も 14 名に拡大した。第Ⅱ期制度検

討委員会では、前期委員会の中間報告で取り上げた 4 項目を更に精査することを基本とし、各国の技術士制度との比較を行い国際的通用性の観点から我が国の技術士制度の課題を検討するとともに、特に、更新制度の制度設計を中心に検討を進め、2018 年 11 月 7 日に「技術士制度改革について（提言）－中間報告その 2－」（2018.11.7）を取りまとめた。技術士補の在り方については、様々な意見があることから、今後の方向性を検討するに当たり会員の意見を聞くことが不可欠として 2017 年 12 月に技術士補の在り方に関するアンケート調査を実施しその結果を報告書に反映した。この「中間報告その 2」についても、広く会員からの意見を求めるとともに、技術士分科会及び制度検討特別委員会、与党技術士議員連盟等に報告した。

第Ⅰ期及び第Ⅱ期の制度検討委員会における検討を踏まえ、これまでの検討結果の最終的な取りまとめとして、2019 年 5 月 8 日、『技術士制度改革について（提言）「最終報告」』を取りまとめた。最終報告においては、「中間報告その 2」に示した各課題の検討を更に深め加筆するとともに、特に、更新制度導入に関する制度設計の詳細について、更新制度の概要、CPD 活動の確認の仕組みなどの検討結果を取りまとめた。

第Ⅱ期技術士制度検討委員会における審議経過

	検討内容・関連の動き	備 考
2017 年 8 月 3 日	・主たる検討項目の確認 ・今期委員会の検討方法・体制・検討スケジュールの決定	第 1 回委員会
2017 年 10 月 5 日	・文科省制度検討特別委員会国際通用性検討作業部会設置	2 名の委員により検討協力
〃	・各国のエンジニア資格との比較表作成の検討開始	第 2 回委員会
2017 年 12 月 21 日 ～2018 年 1 月末	・技術士補に関するアンケート調査の実施	回答：1,571 名
2018 年 2 月 21 日	・技術士補に関するアンケート調査の結果報告	HP に掲載
2018 年 4 月 5 日	・更新制導入にともなう技術士法改正案の検討	第 5 回委員会
2018 年 6 月 7 日	・「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」案の検討・決定 ・委員会検討チームの再編成の確認	第 6 回委員会
2018 年 6 月末	・各国のエンジニア資格との比較表の作成	IEA 会合で確認（文科省）
2018 年 7 月 11 日	・「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」の理事会承認	
2018 年 8 月 2 日	・再編された①更新手続き、②講習会、③CPD の 3 チームで検討開始	第 7 回委員会
2018 年 8 月 28 日～ 9 月 14 日	・「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」に対する意見募集の実施	回答：159 名
2018 年 11 月 1 日	・制度検討特別委員会において会長から「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」の説明	
2018 年 11 月 12 日	・「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」に対する意見募集結果の報告	ホームページに掲載
2018 年 12 月 18 日	・技術士分科会において会長から「技術士制度改革について（提言）（中間報告その 2）」の説明	
2019 年 4 月 4 日	・「技術士制度改革について（最終報告）」案の検討・決定	第 11 回委員会
2019 年 5 月 8 日	・「技術士制度改革について（最終報告）」の理事会承認	

参考 2

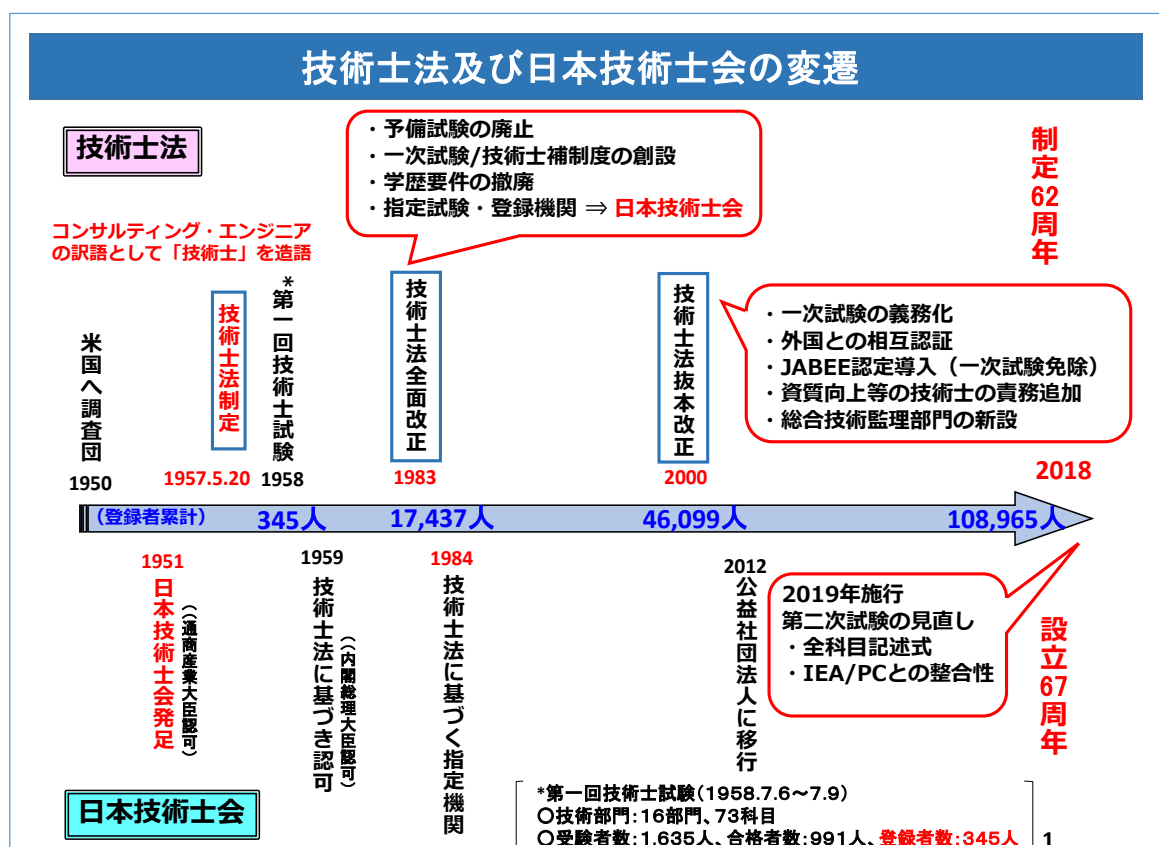
「技術士法と制度検討の変遷」

1. 技術士法の変遷について

「技術士法」は1957年に制定され、2018年で制定後丸62年が経過した。日本技術士会（以下、「当会」という）は技術士法制定前の1951年に発足したが、「技術士」の用語は、当会の前身ともいえるべき「コンサルティング・エンジニア協会設立準備委員会」（1950年設置）において、「コンサルティング・エンジニア」の訳語として創生されたものである。

法制定後、1983年に全面改正がなされ、学歴要件が撤廃され、第一次試験と技術士補制度が導入され概ね基本構造が定まり、2000年に抜本改正が行われ、第一次試験の義務化、資質向上の責務の法定、外国との相互認証、JABEE認定などが導入され今日の姿となった。

この2000年の抜本改正から既に18年が経過した。技術士を巡る国内外の諸情勢は大きく変化してきており、今日、「この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする」とした法第一条に照らし、技術士制度の見直し、制度改革が求められるに到った。



2. 文部科学省技術士分科会における審議経過

○2012. 6 : 第 22 回技術士分科会 (2012. 6. 27)

「技術士の在り方を考える上での問題意識」(技術士分科会資料 : 2012. 6. 27) に基づき、意見交換。

- ・産業構造や技術者と技術士制度との間でミスマッチが生じていないか
- ・技術士資格の国際的同等性や通用性をどのように考えるか
- ・技術士資格がより社会において評価され、その活用を促進するために何が必要か

○2013. 1 : 「今後の技術士制度の在り方に関する論点整理」(2013. 1. 31) : 公表
技術士制度の在り方について、時代の要請に合わせた見直しに向けた検討を開始。論点を取りまとめ、公表。

○2015. 2 : 「今後の技術士制度の在り方について (中間報告)」(2015. 2. 9) : 公表

「今後の技術士制度の在り方に関する論点整理」(2013. 1. 31) に基づき調査・審議が行われ、その具体的な改善方策、方向性や検討状況につき取りまとめ。

- ・技術者のキャリア形成過程における技術士資格の位置付け
- ・技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー)
- ・第一次試験 (IEA の GA に基づく)
- ・技術士補の活用
- ・実務経験 (年数及び内容等)
- ・第二次試験
- ・技術部門・選択科目
- ・総合技術監理部門
- ・継続研さん (CPD)
- ・普及拡大・活用促進 (他の国家資格との相互活用等)

※2016. 1. 22 : 「第五期科学技術基本計画」(H28. 1. 22 閣議決定)

～科学技術基本法 (1995 年) に基づく政府の 5 ヶ年計画～

第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 (抜粋)

「技術士制度について、産業界での活用が促進されるよう、時代の要請に応じた見直しを行う。」

○2016. 12 : 「今後の技術士制度の在り方について」(H28. 12. 22) : 公表

2015 年 2 月の「今後の技術士制度の在り方について (中間報告)」に基づき更に検討を加え、「今後の技術士制度の在り方について」を公表。

○2019. 1 : 「技術士制度改革に関する論点整理」(2019. 1. 8) : 公表

2016 年 12 月の「今後の技術士制度の在り方について」(2016. 12. 22) に基づき調査・審議を行い、技術士制度に関する問題点を整理し、それに基づいて今後の取組みの進め方等を取りまとめ、「技術士制度改革に関する論点整理」を公表。

3. 文部科学省における技術士資格を巡る各種調査の実施状況

○2007：「技術者に関する資格制度について調査・分析」（2007.3）

- ・他の技術者に関する国家資格及び海外の技術者資格等を調査し、比較検討等を行うとともに、これらデータを基に現行制度の課題の抽出及び改善の方向性の分析を行う。
- ・技術士資格取得促進方策、技術士の資質向上・公益性の確保方策、技術士の活用促進方策等、技術士資格の制度改善や運営に反映させるための検討に資する材料として活用する。

○2012：「技術者教育に関する分野別の到着目標の設定に関する調査研究」報告書（2012.4）

- ・日本技術士会に対して「産業界が求める技術者像について」について調査依頼がなされ、その中で技術士・技術士制度について企業経営層にヒアリング調査が行われた。
- ・結果については、日本技術士会のHP「企業における技術士」に掲載されるとともに、「広報戦略特別委員会活動報告書（2013.8）」の中でも記述がなされている。

○2015：「技術士に求められる資質能力に関する調査・分析業務」報告書（2015.3）

- ・技術士に求められる資質能力を調査し、技術士がどのような知識や能力を持つことが適当であるのか明らかにすることにより、技術士制度のさらなる活用促進に資することを目的として民間企業等に在籍する技術士を対象とした。

○2015：「技術士資格の普及拡大・活用促進に関する調査・分析業務」報告書（2015.10）

- ・技術士資格の普及拡大・活用促進を図るためには、技術士資格と他の国家資格との類似性を整理し比較検証することによって、その活用の可能性を検討し、相互活用できる可能性がある国家資格を明らかにすることを目的として実施された。

参考 3

「日本技術士会における資格活用の要望等」

1. 日本技術士会における初期の要望（日本技術士会創立三十周年及び五十周年記念誌より）

日本技術士会は、発足後、技術士法制定以前から様々な活動を行ってきた。1983 年の技術士法全面改正までの当会の要望等に関する主な動きをまとめると、以下のとおり。

- 1956 年 11 月 1 日：「技術士の技術経費の算定方式について」（要望書）を日本道路公団へ提出
- 1957 年 4 月：「技術士法の速やかな制定を求める要望書」を関係各般へ提出するとともに技術士法の衆議院本会議可決直後に「法案の施行後、技術士が各技術分野にわたり充実強化をみたときに、本法案を改正して、技術士に独占業務を付与すること」等を要望
- 1959 年 8 月 15 日：「技術士の活用に関する要望書」を科学技術庁長官に提出
- 1962 年 6 月 22 日：火災予防条例による試験免除者として技術士を適用するよう東京都へ要望
- 1962 年 11 月 8 日：「技術士法改正案（技術士法研究委員会）」を科学技術庁振興局長へ説明
- 1964 年 2 月 28 日：建設コンサルタント登録制度に関し、その促進と技術士の活用を内容とする要望書を建設大臣に提出
- 1966 年 6 月 13 日：中小企業指導法に定める中小企業指導事業の中の技術指導者の資格として技術士を活用する要望書を通産大臣に提出
- 1967 年 3 月 9 日：水道設計技術者資格として技術士活用の要望書を厚生及び建設大臣に提出
- 1968 年 2 月 20 日：今後制定又は改正される関係法令において、及び、政府、関係機関が実施する調査評価等の業務において、技術士を活用する措置に関する要望書を科学技術庁長官へ提出
- 1968 年 8 月 21 日：「水道の設計技術者の資格として技術士を活用する要望書」を厚生大臣に提出。同日、「下水道の設計技術者の資格として技術士を活用する要望書」を建設大臣に提出
- 1969 年 2 月 21 日：社会保険労務士に関し、要望書を労働大臣と厚生大臣に提出
- 1970 年 2 月 10 日：「建設コンサルタント登録規程の登録部門の追加新設について」及び「土木施工管理技士の資格の新設に伴う技術士の活用について」の要望書を建設大臣に提出
- 1972 年 5 月の定時総会で「特権業務の付与（手続き代理等の業務）」について、技術士法改正要望として決議

- 1976 年 2 月 12 日：水道の設計技術者の資格に関する要望書を厚生大臣に提出
- 1976 年 2 月 28 日：環境影響評価の制度化に関し技術士の活用について環境庁長官へ提出
- 1977 年 6 月：技術コンサルタント業務契約方式をプロポーザル方式に改める要望書を、建設コンサルタンツ協会、日本コンサルティング・エンジニア協会と 3 者連名で、大蔵、厚生、農林水産、通商産業、運輸、建設及び科学技術庁長官の各大臣、会計検査院へ提出
- 1978 年 3 月 16 日：予備試験、部門新設等の案について、非公式に科学技術庁事務方に提出
- 1981 年 3 月 20 日：技術士制度強化方策を調査報告書（新技術開発事業団の委託事業）の一部として科学技術庁に提示

2. 日本技術士会における資格活用の検討と要望

- (1) 活用促進委員会の施策提言（第 4G）の検討状況（2015. 5：申し送り資料から）

○資格拡大要件案の検討

- ・会員を対象とした 2012 年のアンケート調査を基に技術士資格拡大要件案を作成。具体的には経済産業省はじめ 5 省の所管する資格制度の資格の一部について技術士の関係部門を追加するよう提案。

○活用促進に向けた諸活動

- ・技術士活用の拡大のため、国、法人、都県の技術者公募情報を取りまとめ HP に掲載。
- ・中小企業技術力評価にかかわる新規業務（経済産業省の補助金等）の検討とともに、経済産業省の「知的資産運営 WEEK2014」等に参加。
- ・技術流出防止ガイドラインの整理と HP への掲載。

○技術士資格における他の国家試験の一部免除

- ・技術士資格保有者が他の国家資格試験受験時の免除規定を調査し、結果を取りまとめ。

- (2) 部会長会議における各部会の検討状況のまとめ

○2014 年度第 2 回部会長会議(2014. 7. 17)

- ・資格保有者が絶対的に不足しており、活用を制度化するのは困難（原子力・放射線部会）。
- ・技術士の価値を社会、産業界にアピールし技術士活用の機会を増大すること、技術士の価値を維持・向上させるための仕組みを導入すること、様々な専門的技術者の交流を通して技術力の向上、新たな市場拡大への機会を創出する仕組みを構築する（建設部会）。
- ・建設部会のように国土交通省や経済産業省などとの繋がりがある部会との

協働が必要（金属部会）。

○2014 年度第 3 回部会長会議(2014. 10. 30)

- ・建設コンサルタント登録規程では、技術士の建設部門の選択科目はすべて登録部門とされているが、農業部門の選択科目は「農業土木部門」のみで「農村地域計画」、「農村環境」は登録部門としての記載がない（農業部会）。
- ・電気設備の保安管理業務、ボイラー及び圧力容器の設計と承認の業務等にかかる資格や免許について、技術士の業務拡大策として技術士資格を同等のものとして認めてもらうことが必要。（機械部会）
- ・各部会における既存国家資格と技術士の同等性に関する検討結果の報告。

○2014 年度第 4 回部会長会議(2015. 1. 30)

- ・上下水道部門における各種技術資格と技術士の同等性の検討（上下水道部会）
- ・薬事法における統括製造販売責任者、責任技術者、生物由来製品の製造管理者に技術士資格を有する者を加える（生物工学部会）。

○2014 年度第 5 回部会長会議(2015. 3. 31)

- ・技術士（情報工学）と情報処理技術者試験（高度試験）の相互活用。（情報工学部会）

参考 4

「与党技術士議員連盟について」

1. 設立

第1回設立総会：2017年6月13日

2. 役員構成

与党技術士議員連盟役員名簿

(2018年11月20日現在)

役職	氏名	会派	所属
顧問	河村建夫	自民党	衆議院議員
	太田昭宏	公明党	衆議院議員
会長	山東昭子	自民党	参議院議員
会長代行	斉藤鉄夫*	公明党	衆議院議員
副会長	福井 照	自民党	衆議院議員
	佐藤信秋	自民党	参議院議員
幹事長	足立敏之*	自民党	参議院議員
副幹事長	岩井茂樹	自民党	参議院議員
	進藤金日子*	自民党	参議院議員
事務局長	新妻秀規*	公明党	参議院議員
事務局次長	井林辰憲	自民党	衆議院議員
	伊佐進一	公明党	衆議院議員

*印は技術士、日本技術士会会員

3. 会合開催状況

○2017.3.30：「呼びかけ人会」

- ・技術士会からヒアリング：技術士制度と技術士会の概要（日本技術士会奈良専務理事）
- ・関係省からヒアリング

○2017.6.13：第1回設立総会

- ・「技術士制度について（提言）－中間報告－」（日本技術士会吉田会長）
- ・関係省庁からヒアリング

○2018.6.20：第2回（ヒアリング勉強会）

- ・技術士制度の見直し検討状況（日本技術士会高木会長）
- ・農業部門：湯川剛一郎技術士
- ・建設部門：鈴木宏昇技術士
- ・金属部門：松下滋技術士

○2018. 11. 20:第3回（ヒアリング勉強会）

- ・技術士制度の見直し状況について（日本技術士会高木会長）
- ・技術部門からのヒアリング：生物工学（東田技術士）、環境（中村技術士）、機械（立石技術士）
- ・技術士制度の国際化について（東京工業大学岸本名誉教授）

「技術士制度検討委員会名簿」

◎中川 裕康（建設）	清水建設（株）
○山口 高士（航空・宇宙）	（株）日本空港コンサルタンツ
○山崎 宏（金属）	せいしん特許法律事務所
河瀬 日吉（建設）	J R 東日本コンサルタンツ（株）
河野 千代（近畿／建設）	（株）久本組
鮫島 信行（農業）	鹿島建設（株）
武田 隆司（電気電子）	（株）関電工
立石 秀樹（機械）	立石技術士事務所
東田 英毅（生物工学）	東田技術士事務所
徳川 和彦（建設）	パシフィックコンサルタンツグループ（株）
長崎 均（建設）	玉野総合コンサルタント（株）
林 誠一（化学）	林技術士事務所
宮元 均（農業）	（株）奥村組
吉沢 清晴（環境）	O f f i c e D i g

◎委員長 ○副委員長